

令和6年3月愛荘町議会定例会会議録

令和6年3月8日（金）午前9時00分開議

**議 事 日 程（第3号）**

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 1号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 2号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 同意第 3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第 3号 愛荘町支所設置条例
- 日程第10 議案第 4号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 9号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第10号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第11号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第18 議案第12号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第13号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第14号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第15号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算
- 日程第23 議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

- 追加日程第1 議提第1号 予算・決算特別委員会の設置について
- 追加日程第2 選任第1号 特別委員会委員の選任について
- 追加日程第3 報告第1号 特別委員会正副委員長の報告について
- 

### 出席議員(14名)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正 利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君  |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君  |
| 5番 森 野 隆 君   | 6番 村 田 定 君    |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君  |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すすみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君  | 14番 村 西 作 雄 君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君
総務政策監	生駒秀嘉君	福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君
産業政策監	北川三津夫君	教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	上林市治君
経営戦略課長	田中孝幸君	行革・D X推進室長 兼公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤野知之君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
福祉課長	小林充周君	子ども支援課長	重田祐史君
住民課長	楠 真二君	税 務 課 長	藤澤雅史君
農林振興課長	山本拓也君	商工観光課長	阪本 崇君
建設・下水道課長	羽田順行君	生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催準備室長	陌間秀介君
図書館長 兼びんてまりの館館長	三浦寛二君		

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。

3月愛荘町議会定例会3日目となりました。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（村西作雄君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日3月7日に引き続き、3名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

---

◇ 小菅久宣君

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。新年早々、能登半島地震、能登半島の災害、また羽田空港でのいろいろな犠牲者があったことをお悔やみ申し上げます。

一般質問させていただきます。

農業・農村多面的機能を適切に発揮できる基盤づくり、「労働者協同組合」助け合いながら地域社会、西部地域の公共インフラの環境対策、近江鉄道上下分離への移行というところで一問一答でお願いいたします。

農業・農村が多面的機能を適切に発揮できる基盤づくり。

農業における資材での肥料原料調達価格は下落に転じたようですが、不透明な円安の影響により、肥料・資材・燃料価格の高止まりの傾向です。トラック輸送事業での運転者、時間外労働の上限が適用され、2024年問題等、農業者だけでは解決できない新しい問題も発生しています。

農業経営の継続は、国土保全、水源の涵養、自然の環境保全多面的機能の発揮に加え、県では先駆けて環境保全型農業の実践に取り組み、環境負荷の外部的不経済効果の重要な役割を果たしています。

12月議会にも、このような一般質問をさせていただきました。6年度以降につきましても、このような状況の中、生産活動が始まります。農村における持続的な農業経営が危機的な状況です。耕作することにより、町の環境維持が保たれる地域農業の発展に向けての農政についてお尋ね申し上げます。

1、肥料・資材高騰の高止まり、農業生産には大きな影響を与えています。令和4年の秋肥、5年の春肥に対しての処置を講じられた肥料価格の高騰対策事業を、一時的な対策でなく影響緩和対策として恒久的な町の施策としてのお考えをお尋ね申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 今年度、町農業再生協議会では、化学肥料に頼らない生産を定着させるため、化学肥料低減定着対策事業により緑肥種子の購入費や国内資源を活用した堆肥等の散布機の導入を支援しており、一時にとどまらず国際価格の変動を受けづらい生産体制の普及を推進しています。また、恒久的な生産コストの低減に向け、コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業を実施しており、実需者ニーズに対応するための低コスト生産の普及を推進しています。

また、町では2年目となる農業経営安定対策補助金を設け、あらゆる生産リスクの備えとなる収入保険の加入推進と農業者の負担軽減を進め、農業経営の安定と継続を支援しております。

燃料や資材高騰の影響はあらゆる産業に及んでいることから、国の経済対策を期待しておりますが、町では引き続き消費者の需要に即した低コストで効率的な生産を推進してまいります。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。再質問させていただきます。今、化学肥料に頼らずという話、また緑肥等の購入という話等々が答弁としてございました。今、担い手といわれるところは、もう10ヘク、20ヘク、30ヘク、50ヘク、60ヘクと、その辺が物すごく面積が増えております。その中で、化学肥料に頼らずというような、また有機的な緑肥というようなことに対しても、今の耕作担い手という中ではちょっと時代が違うという部分、また、こんだけ社会構造が変わった中で、そういうことも必要な部分はあるんですけど、地域を守るとなってくるとそれだけでは難しいのかなというふうに思います。そういう面に対して、やっぱりその肥料に対しての

価格の点に恒久的な処置が願いたいかなどというのが、私、農業者としての意見ですので、その点について御答弁願いたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（山本拓也君）** 御答弁申し上げます。

国の対策の中でも、海外の資源に頼らない国産化というところでの生産の活動というのが、今のみどりの食料システム改革、そして食料システム戦略において推進されております。その中でも、緑肥に限りませんが、海外資源に依存しない肥料の体系というものが、まさに今、議論されているところでございまして、町内でもそうした動きを推進するべく、再生協議会のほうで事業を実施しているところでございます。どうか御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。ありがとうございます。国が推奨しているという部分もあるんですけど、地域の農地考えると、やっぱり全体的にはそういう軽減区間、有機栽培という形も必要とされているのもあるんですけど、その部分、町民一般的に何%の方がそれを求められているのかという、全部それになってしまいうたらみんな一緒よという話。環境こだわり農業が5割低減と言われても、みんな5割低減だったらみんな一緒よという話にもなりかねません。

次の質問に行きます。生産資材価格の高止まりで、再生可能な農業経営が困難になる状況にある中で、国内産・地場産農産物は適正価格形成になされません。輸入農産物加工等の価格の値上げは毎月のように反映されています。農産物取引における適正な価格反映の消費者への理解啓発について、またこのような状態での農業経営をどのようにお考えかお尋ねいたします。

**○議長（村西作雄君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 食糧安全保障の考えに基づき、安定的な農業生産を運営するため、輸入に依存する生産資材の国内化は明白な国の課題です。

農水省が公表しました2023年の農業物価指数によりますと、3年前と比較して、生産資材は121.3、肥料は147.0、飼料は145.8と高騰する一方、農産物は107.8と上昇幅が小さく、生産コストの上昇分を十分価格転嫁できていない状況がうかがえます。

議員御質問のとおり、農業生産が産業として維持するためには農産物の適正な価格

形成が必須であり、そのためには消費者の理解が不可欠です。これまで、農業委員会から食料生産の国内化と国産コストを適切に価格反映できる流通構造の改革を要望してきたところであり、引き続き持続可能な農業となる取組を進めてまいります。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。生産コスト流通価格の要望をしたところ、「持続的に取り組んでまいります」という、やっぱりそういう部分、国のほうに話しておいた中でも、どうしても輸入という農産物に関しては、必ず加工の段階で価格転嫁されていきます。国内農産物に関しては、やっぱり相場でしか動きません。その辺が、今の地域における農業生産の中での苦しいところなんです。そこら辺を合わさないことには誰も担い手も育たないと思いますので、そういう部分の中でいかにどうしていくかという分についての考えなんです。国際流通の中での輸入円安、国際経済の中でのやり取りの中で、すごく農産物の食糧安全保障ということも言われております。そういう部分について、いかに国内農産物に価格転嫁できる、また消費者に理解してもらえる農業経営が合うような形についての施策という話をさせてもらってます。そういう国産農産物についての価格反映ということについて再質問させていただきます。答弁願います。

**○議長（村西作雄君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（山本拓也君）** 御答弁申し上げます。

現在、国のほうで進められていますみどりの食料戦略、その柱の中に持続的な農業の経営というところで、消費者の理解を得ながら食料システム全体の中で適正な価格形成を行うための仕組みづくり、これが今、検討されております。一部はまだ実施の段階でございますけれども、農産物についてはあくまで消費者の理解を得ながら、ここに「適正な」という言葉が入っておりますので、持続可能なところを国も目指しておりますので、その働きの中で、流通、そして生産、消費、あらゆる場面で価格形成に転嫁できるような仕組みづくりがこれから議論されていきますので、それを待って当方の町のほうでも事業のほうに組み入れたいと考えております。また、要望のほうも今後続けて行ってまいりますので、また、議員もその働きの中でよろしく願いしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。ありがとうございます。引き続きお願いい

たします。

次に行きます。2024年問題の影響で流通コスト価格転嫁、時間外労働の反映、物流の停滞に陥れば、農業経営の継続が困難になり、農産物の生産に大きな影響を及ぼします。また、燃料高騰価格による機械作業の生産活動が困難になる、引き続き恒久的な燃油価格の処置についてお尋ねいたします。御答弁願います。

**○議長（村西作雄君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 労働基準法の改正により、自動車輸送業務に時間外労働の上限規制が適用される2024年問題は、物流コストの上昇ばかりでなく、輸送時間の延長や物流の停滞などが指摘され、農業経営の継続にまで影響を及ぼしかねません。

町では、今年度2回目となる農業用燃油価格高騰対策補助金を、前年度より対象者を拡大して127人に計814万2,000円を交付し、次期作への支援に努めました。今後も燃油価格高騰に対する補償については、国や県の動きなど時勢を見て判断してまいりたいと考えております。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。引き続きよろしくお願ひいたします。

次に行きます。獣害対策の現状については、どのように把握し、被害、または今日の異常気象による水稻高温障害での外観品質の低下や高温不稔等による収量減少をどう考えるか。また、多面的機能の発揮に加えて環境負荷の不経済効果についてどのように認識され、自然相手の生産活動で、国からの経済活動ではなく地域に合った地域政策、担い手政策、地域計画を議論したいが、どう考えるかお尋ねいたします。

**○議長（村西作雄君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 野生鳥獣による農業被害は、中山間集落に毎年聞き取りを行っており、令和4年度の町内被害額は、ニホンジカ27万2,000円、ニホンザル13万5,000円、イノシシ15万9,000円、合計で56万6,000円でした。中山間集落では、獣害によって農家の生産意欲減退が続いており、耕作放棄地の増加が懸念されています。

町では、猟友会に委託してシカやサル、イノシシ、カラス等の有害鳥獣の駆除を行っているほか、県や湖東地域鳥獣被害防止対策協議会と連携し、発信機によるサル群れの追跡調査や大型檻による個体数調整を行っています。このほか、集落住民による

獣害防止柵の保全を中山間地域直接支払制度で支援し、獣の追い払い用として花火の配布や捕獲檻を被害農家に貸し出しており、出現頻度の高い集落には県等と連携して獣害対策技術の研修や獣害に遭いにくい転換作物の指導を行っています。

また、令和5年産米の品質低下、収量減少につきましては、米の作況指数では全国が100で「平年並み」であったところ、滋賀県は97で「やや不良」となり、10アール当たりの予想収量は504キロで、前年産より19キログラムの減少が見込まれています。湖東農業農村振興事務所によりますと、ほ場のばらつきが大きく管内の収量は平年より1割から2割程度少なく、白未熟粒による格落ちが多いため、1等米比率が低い見込みと報告されました。品質低下は、5月から6月の日照不足による穂数の不足と6月末から9月の登熟期間に高温が続いたことで、受粉障害と栄養凋落が発生し不稔粒が増加したと分析されています。

昨年夏の猛暑は全国で記録を更新する異常気象でしたが、農産物の品質への影響は地域のばらつきが大きく、国でも更に研究を進めるとしています。近江米振興振興会や県農業技術振興センターでは、高温でも登熟可能な品種の活用や猛暑でも安定生産できる栽培技術を提案しており、町も県農産普及課やJAとともに農家への普及を推進してまいります。

続きまして、地域に合った地域政策、担い手施策の議論をしたいが、どう考えるかについてお答えいたします。

人的または自然的な環境負荷に対しまして、農業の多面的機能はその低減に大きな意味があると考えます。国では、気候変動や大規模災害、人口減少に対応するため、中長期的な視点で、調達、生産、加工・流通、消費の各段階で、農業の生産力向上と持続性の両立を目指すみどりの食料システム戦略によって、持続可能な農業・農村を生み出そうとしており、来年度から農林水産省が実施する全ての補助事業で環境負荷を低減させる最低限の取組の実践や報告が義務化されます。

農業の多面的機能の発揮が環境負荷低減の取組として見える化されることになり、農村まるごと保全向上対策や環境保全型農業直接支払い、また機械や設備等の補助事業を通じて、集落や地域ごとに取組を議論していただくことになると考えます。

また、今年度から始まった地域計画の取組は、農業者の減少が進む中で、農地を後世に残し農業を効率的に営んでいただくために、全ての集落や地域において、将来の農業の在り方を話し合い、目標地図によって将来の農地利用の姿を明確化する計画で

す。農地ごとの耕作予定者を目標地図に決めていくことにより、効率化、集約化された農地の貸借が進んでいくことを目指しており、後継者がいない農地を誰が担うか、将来の地域農業はどうあるべきかを数年ごとに議論していただくことが必要で、町と農業委員会は、計画に向けた地域ごとの話し合いを関係機関とともにサポートし進めてまいります。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。獣害対策等々の話、また答弁、そして異常気象による不良の答弁を頂きました。また、そして多面的機能担い手地域計画という話も答弁としていただきました。今、地域地域という形の中で向き合いながら話し合いをという話があるんですねけど、今、愛荘町の町の中で約7割が担い手というところが担っております。担い手という組織について、どういう考え、どういう団体というふうにお考えなのか、ちょっとお尋ねいたします。

**○議長（村西作雄君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（山本拓也君）** お答えいたします。

担い手の定義は様々ございますが、町の施策の中では効率的な農業の経営できる経営体ということで、農業をこのまま持続いただける農家の皆さんということで定義して、施策の中に取り込んでおります。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。認定農家という定義を今おっしゃられたのかなと思います。認定農家イコール農遊倶楽部という1つの組織だと思います。認定農家イコール農遊倶楽部の組織の事業として、予算書の202ページのところなんですけど、元気ある農業経営基盤強化事業というのがあります。事業内容については、「担い手の経営安定と関係機関の連携を密にするとともに、認定農家等で組織する農遊倶楽部を支援する」という形、関係機関との担い手の連携を密にするところは十分できていると思うんですけど、「本町産の良質米の安定生産及び低コスト生産の確立、農業振興のための近年の農業を取り巻く経済環境の変化に伴い、効率かつ安定的な農業経営者や農業組織の育成に図る」というような事業がうたっております。ここら辺をしっかりと、もう少し事業化図る、育てるというところ、今一番何を悩んでいるのかというところ、やっぱり担い手をどないして育成していったらええのかなという部

分、国の農の雇用やら支援型の農業のような助成金もあるので、そういう部分をこの農遊倶楽部の中での困っている部分、担い手、誰が作っていくんや、人づくりやというところ辺をもっと充実させてもらいたいかなというふうに私は今、担い手という部分には地域計画とともにその辺をもっと充実さすというところ辺が大切なんやろうなと思うんですねけど、そういう部分についてどういうふうにお考えになんのか、もうちょっとこの辺の事業化されている部分を膨らましてほしいという意見です。お尋ねいたします。

**○議長（村西作雄君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（山本拓也君）** 御答弁申し上げます。

おっしゃられる農遊倶楽部、認定農業者の会と申しておりますが、30もの認定農業者の方が御加入いただいております、毎年、研修等の事業をやっておりますが、ここ数年やはりコロナという感染症の影響で事業自体が縮小しておりました。その中でも、JAの生産研究会などと協働しながら研修活動をやっております。麦等の播種ですとか、あるいは生産技術以外にも、効率的な農業とはいかなるものかというところでの研修、そういったところで大規模経営をなさる農業者自らがそうした働きに取り組むことによりまして、町内、そしてそのJA管内の生産が変わっていくというところの働きも期待しながら事業を進めているところでございます。今は、その人の育成ですとか、あるいは農の雇用ですとか、そういったところも研修にというところで事業に加えてはという御提案やと私も理解いたしますので、またその事業の中に御提案を私どもしていきたいと考えます。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** ありがとうございます。しっかりとこの元気のある経営基盤強化事業についても、しっかりと研修なり、もうひとつ人的なところ辺をお願いして、担い手のところをお願いして、次の質問にまいります。

「労働者協同組合」助け合いながら地域社会。労働者協同組合法（令和4年10月施行）労働者が組合員として出資し、その意見を反映し、自らが従事することを基本原理とする組織であり、地域みんなで意見を出し合って助け合いながら地域社会課題を解決していこうという新しい法人制度です。

基本原理1として、組合員が出資すること、その事業を行うに当たり組合員の意見

が適正に反映されること、組合員が組合の行う事業に従事することというふうになっています。

町では、自治会運営に対して難しくなっている地域や、日常生活のお困り事支援、子供、高齢者、障害のある人の居場所（サロン）運営など、地域自らが地域おこし活動ができる活動に対して補助し、指定管理の運用のように行政のできない部分を担ってもらおう。農業で言うと農事組合法人みたいな組織で、法人格を持つ組織、自治会運営を立て直す、仕事づくりとそれに伴う地域づくりで、利益を目的としないとしても適正な労働対価が得られるような事業運営に補助する組織の運営について、どのように思うかお尋ね申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** 議員御提案の労働者協同組合については、地域の住民が労働者となり地域社会に貢献する働き方として、介護、福祉や子育て支援、地域づくりなどの様々な分野で取り組むことができる組織を形成するものであり、地域共生社会を具現化していくための仕組みとしては非常に有意義な制度であると認識しております。

現在、当町の状況を見てますと、担い手不足や活動のマンネリ化、また自治会離れなどの課題が顕在化しておりますが、幾つかの自治会では自主活動グループによる健康づくりや居場所づくり、互助輸送による高齢者の移動支援など、法人の設立の有無にかかわらず、地域独自のアイデアにより魅力的な活動を展開されております。

また、議員の御質問にもあるとおり、重要なことは自らが従事すること、みんなで意見を出し合うこと、助け合うこと、地域の課題を解決することであり、これらの基本理念を行政と自治会が共通の理解として持てるよう、引き続き対話を重ね、自治活動の活性化に向けた活動を後押しするとともに、共同労働の新たな取組についても地域とともに注視してまいりたいと考えております。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。ボランティアという形での労働対価という話なんです。共同で助け合いながら、ボランティアだけじゃなく労働対価が得られるように運営していくと。今、長年、定年延長という話があります。昔は55歳、60歳または65歳までの定年延長。経済を求める人材的なことで、定年延長がどんどん伸びていきます。定年済んだら、地域社会、自治会活動にという部分が、どんどんど

んどんと定年延長の中で65過ぎても再雇用という話も聞かれるようになってきました。そういう中のキャリアを生かしながら、やっぱり定年しても少しは自治会活動、またボランティアだけでなく、少しの労働対価がないことには、年金だけではうまくいかない部分も出てくる部分があると思います。少しでもそういう部分を、労働組合という法人化にすることによって労働対価が得られるよう、行政からまた指定管理できる法人化組織にもなり得るといふふうに考えます。そうした組織を、やっぱり行政としても後押し、サポートできるような形について、施策としてこれからの労働社会の中での労働対価、ボランティアばかり、NPOばかりなんやというところ辺について、もうちょっと後押しできるようなサポートができるような形についてにお尋ね申し上げます。そういうことがしてもらいたいかなと思います。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** やはり、その自治会なり地域が行うその活動に関しては、やはり昔からボランティアといった活動というものが主体であったというふうに考えております。そういった中で、やはり今後、その担い手といいますか、その地域の活動を支える方、また引っ張っていく方に関しましては、やはり一定その議員おっしゃるとおり、ボランティアではなくその労働の対価といったものも必要になってくるかとは考えております。こういった中で、町といたしましても、国が進めますそのほかの施策としても、例えば地域運営組織であったりとか、そういった施策等もございます。それとあとは、他市町でも実践されているような事例等もあるかというふうに思います。そういった中を含めまして、地域のほうにも情報提供をさせていただくとともに、やはりその地域がそういった活動を進めていきたいというときについては、また相談のほうにも乗っていきたいということで考えております。できる限り、その地域の課題を解決するということに行政のほうも寄り添って対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** ありがとうございます。しっかりしたそういうサポートを願いながら、定年延長が延びる中でもそういうふうな形、労働対価が得られるような社会をつくっていかなくてはならない。経済施策ばかりでいく、定年延長の中でやっていくと、最終的に自治会が疲弊していくという、立ち行かなくなっていくと、その

辺をちょっと考えるところがあればなというふうに思います。

次の質問に行きます。西部地域公共インフラ・農村環境対策事業。

12月議会でも一般質問で、西部地域における公共事業についていろいろお聞きしました。西部地域の未整備地域は、40年経ってもほ場の整備もなされず、道路、川等の現状の拡幅整備で今日に至ってきましたが、地域の熱い思いを基に行政とともに動こうとしています。町が長年抱えてきた多くのインフラ整備事業（右岸道路・不飲川ショートカット事業、不飲川の右岸・神郷彦根線等）数多くの公共事業の農地の基盤整備事業を事業化し変わろうとしています。しかしながら、事業範囲にならないところは取り残されます。各事業の範囲に当たらない未整備に残る区間ができると思います。

1、自治会からの要望各事業（普通河川）について、12月にもお聞きしましたが、もう一度お聞かせ願います。どのような事業展開をされますか。

**○議長（村西作雄君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 12月議会でも答弁いたしましたように、公共施設の管理や整備に当たっては、各分類や用途により所管課を設け、それぞれの所管課が主体的に関係機関等と連携を図りながら事業を実施しています。その中、普通河川の整備は、地域での声を意見集約され、区長様から御要望を頂く場合や、自治会ミーティングの場でもお話いただくこともあります。従来、普通河川は自治会主体で、河川愛護作業による除草や清掃、生活環境整備対策事業による改修などを実施され、維持管理に努めていただいております。

自治会で維持管理の継続が難しい状況となったものについて、すぐに町で河川の底打ちや水路設置などの改修工事を行うことは困難であることを、これまでの議会での御質問に対して答弁いたしております。しかし、昨今の異常気象による線状降水帯や台風の大雨により、水路の流下能力を超える勢いで河川の水位上昇が見られ、水害の懸念がますます顕在化しております。

このことから、河川内に堆積する土砂の撤去や、水の流れを阻害する雑木等の撤去など、町内の普通河川を順次浚渫するための予算を要求し、次年度から計画的に実施していくよう考えています。このため、地域の皆様へ水害リスクが懸念されるネックポイントの聞き取りを行い、優先的に実施しなければならない区間を抽出するなど、地元の皆様と連携を図り進めてまいります。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ありがとうございます。優先順位をとという話も答弁で聞かさせていただきました。

次に行きます。不飲川推進委員会でも意見が出て、事業と事業との面的な反映なされないところ、横と横とのつながりについてどのように考えるか、御答弁願います。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 西部地域では、県や町が事業主体となる公共事業が既に実施されていたり、また今後着手されようとする中で、現状で整備対象とならない箇所や区間を今後どのように考えるのか御心配いただいての御質問と思料いたします。

例えば、ほ場整備区域内の里道や水路は付け替えなど整備した上、区域外の既存里道や水路へ接続するよう計画してまいります。里道はスムーズな通行確保に主眼を置き、水路は経路や流量など検討し付け替えを計画する予定です。

ほ場整備区域外は整備対象にはなりません。区域外で整備や改修が必要な場合は、自治会から要望いただき、国や県の補助対象事業となるかなど、各事業所管課が調査検討し、事業化する際に有利な補助メニューを積極的に活用するなどを十分検討し、財源確保した上、整備や改修に取り組んでまいります。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今ちょっと地図見せますと、こんなような形で事業化されてる部分があります。真っ赤な色塗られてる部分がほ場整備区域、また緑の部分が河川なり道路整備、一級河川不飲ショートカット、また右岸道路等々のところ。抜かれているところが住宅地域とかそういう部分になるんですけど、事業と事業との間のところ、やっぱり一緒にしなくてはならない、後からするということでは、何か事業的にもちぐはぐになってしまう。こんだけの西部の農地と地域、土地を触るんだったら、そういう1つの部署なり、そういう考えるところ、後から自治会から要望があつてというんじゃないに、一体化した中で考えたほうがいいと思います。

関連して、次の質問に行きます。各事業で、各行政機関、各課で事業が推進され、地域全体のまとまり的、総合的企画デザインをされる部署・室について、副町長にお尋ね申し上げます。全体的にこういう部分、抜かれてる、立体的に整備したほうが効

率的だという話。そこで、部署・室というところを設けてもらえないかなというお問合せです。よろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** 御答弁申し上げます。

西部地域で進めております公共事業につきましては、農業振興施策のほか道路整備や河川改修といった、今、御紹介のありましたようなインフラ整備でございまして、事業を担うそれぞれの担当課が専門的な知識や関連法令に基づき取り組んでおります。

一体的な基盤整備を行うということでございますけれども、そのためには関連する課、関係機関などが所管する長期的な計画等を持ち寄り、有効な財源や地元の意見など情報を共有し、調整しつつ事業を進めていくことが肝要でございます。

町では、特定の大きなプロジェクト等を進めるに当たっては、関係する課が横断的に集まり、議論、検討し、事業を進めているケースがございます。町の規模で限られた職員数により様々な業務を処理していく上では、柔軟な対応により効率的にやり遂げていく必要があるという考えでございます。

このため、専門的な分野や関係機関との連携は各課で行い、一体的な事業の企画、検討、実施については横断的な連携のもとで行うといった方法で進めていくことが、現実的かつ効果的であると考えております。現段階では、新たな部署を設置する考えはございませんが、今後の事業進捗の状況により、その状況によりましては、推進体制についての議論も必要になってこようかとは考えております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。今の副町長について、ちょっとお尋ね申し上げます。部署を設ける、課を設けるということなんですけどね、それはちょっと今のところはという。12月の一般質問をさせてもらったときにも、農林企画でやるのか、また建設企画の道路かを触るのかという話。これも農林企画でやったらいいよねというところやと、農林企画でやったらいいんですよ。一般財源だけで町がするんじゃないかと、国の補助事業を使うてやっていったら、農業事業でも建設事業でも何かがあるろうと思います。それを、こっちはこっちというたらい回しにならないように、地域が。これはあっちよね、これはこっちよねというようにならないように、そういう話をさせてもらってるんです。そういう部署がないことには、これはあっちやこっちや

という中で、住民さん、字地域がうろうろせんらんようなことでは困るよという話で、こういう課を、室をつくればどうかなという一体的な話なんです。そういうことについてこれからも考えていただき、西部地域の開発というか、農村整備の環境対策として置いてもらいたいかと思います。

次の質問に行きます。近江鉄道上下分離体制への移行。

公有民営方式による上下分離の移行が令和6年度よりスタートすることが決まっております。鉄道運行と鉄道施設及び車両保有、鉄道用地保有の分離し、近江鉄道と管理機構との関係で運行されようとしています。

管理機構のほうへ、県、各市町5市5町の費用負担も決定され、愛荘町の負担割合もあるが、負担割合はどうか、毎年変わるのか固定なのか、お尋ね申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** 令和3年3月に開催された近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会におきまして、滋賀県と沿線10市町の負担割合を1対1とし、沿線10市町間については、駅数や運行距離、定期利用者数から負担割合を設定し、当町は4.29%で合意されたものでございます。なお、この負担割合については年度ごとに変更となるものではございません。

公有民営方式による上下分離への移行に当たっては、令和6年度以降10年間に必要な事業費に係る県と沿線10市町の負担額については116億1,000万円であり、管理機構に対する負担の取扱いとして、設備投資、修繕費及び鉄道施設の保守管理費については県と沿線10市町で折半し、管理機構運営費については沿線10市町で負担するということになっております。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。負担割合は変わらないという話、答弁いただきました。ありがとうございます。予算書の119ページのところ辺に書いてあったんですねけど、近江鉄道再生協議会負担金が5万4,000円、一般社団法人管理機構の負担金が4,216万7,000円ぐらいになってたのかな。それが負担金となっていくんですか。お尋ね申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 負担金につきましては議員おっしゃるとおりでございますが、令和6年度予算として計上しておりますのが、法定協議会への負担金が5万4,000円、あと先ほど申しあげました負担割合に応じて、その市町が負担する部分の愛荘町分の負担が4,216万7,000円という形になっております。

**○議長(村西作雄君)** 2番、小菅久宣君。

**○2番(小菅久宣君)** 再質問します。先ほど乗車率と沿線の長さ、もう1つ、駅の活用とある、その中で変わらないと言いながら、乗降客の率は毎年変わるかもしれませんが、それでも変わらないのですか。

**○議長(村西作雄君)** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** この負担割合につきましては、その負担割合を協議する段階におきまして、その時点での各駅の利用状況という部分と、あとその持っている施設部分に関してを基に負担割合を決定したという形になります。もちろん、その駅の状況によって年々利用者数は変わるかもわかりませんが、一定時期を捉えた中での負担割合を決定したという形になっております。

**○議長(村西作雄君)** 2番、小菅久宣君。

**○2番(小菅久宣君)** 2番、小菅です。次の質問に行きます。

社会資本総合整備計画近江鉄道では、県東部地域の公共交通構築による拠点連携まちづくりの実施、県都市計画基本方針が目指す拠点連携都市構想の具体化するための近江鉄道の鉄道再生構築事業として実施される事業で、対象地区は県と5市5町というところです。6年度から10年度にかけて44億200万円、内訳で、基幹事業としては36億8,700万円、促進事業としては7億1,500万円ということになって、基幹事業は駅の施設、路線施設、路面施設、信号保全施設等の整備、促進事業としては車両整備、駐輪場、駐車場整備、駅前における集客イベントの効率、駅前ロータリーの整備など、計画の目標の実態となって、基幹事業を効率を一層高める必要となる事業となっています。

愛知川駅周辺での基幹事業(鉄道整備事業)には、効率化を一層高める事業として6年度、また今後事業の取組についてあるのか、お尋ねいたします。

**○議長(村西作雄君)** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 近江鉄道線再構築実施計画は、近江鉄道線の持続性、利便性、効率性等の向上に資する事業や、鉄道施設や車両等の計画的な整備を今後10年間の長期にわたって実施していくために必要な事業等を具体的に示したもので、去る2月29日に国に認定申請書を提出したところでございます。

計画に掲げる事業の実施効果を測る指標である近江鉄道線の利用者数を増やすため、鉄道施設等の整備に合わせた今後の取組として、通学・通勤の定期券の利用者の拡大や、駅舎及び駅周辺地域の魅力を生かした集客性の高いイベントの開催などにより、ハードとソフトの両面からさらなるその利用者の増加を図るものでございます。

令和6年度においては、町では引き続き通学定期券の購入助成を行うとともに、法定協議会の枠組みに加えて、地域の団体や個人、事業者などと連携したイベントなどを実施し、近江鉄道線の再構築と町内外の人の交流機会の創出や地域の活性化を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長(村西作雄君)** 2番、小菅久宣君。

**○2番(小菅久宣君)** 今の流れは6年度についてはないのかなという部分で、要するに基幹事業の効率的にするために促進事業があると、駅前整備なり駐車場ロータリーをとした整備、今、愛知川駅周辺ではそういうようなことがなされないということ、またそれをやっていかなくて乗降客を増やして増やして増やしていくことをしなくては、いつまで経っても町負担があるよというような話になろうかなと思います。

次の質問にまいります。計画目標もあり、鉄道事業構築実施計画が令和6年から15年目標指数も出されています。計画目標また数値目標について、どのようなのかお尋ねします。

**○議長(村西作雄君)** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 近江鉄道線を上下分離により運行するためには、運用に関する計画や国などの財源確保の前提となる計画を策定する必要があります。

法定協議会である近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会を令和元年11月に設置し、地域公共交通計画を策定、この計画に定める目標を達成するために行う事業の具体を記載した鉄道事業再構築実施計画を策定するものでございます。

この鉄道事業再構築実施計画は、国土交通大臣の認定を受けることで、国の手厚い支援による取組実施を可能とするもので、これらの2つの計画を策定した上で、令和

6年度から上下分離により近江鉄道線を運行することとなります。

鉄道事業再構築実施計画の効果を確認するための目標については、3点ございます。1点目の利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症発生前の輸送人員である約473万人を回復すること、2点目の事業収支については、計画初年度から継続した第2種鉄道事業者、いわゆる近江鉄道株式会社の営業収支の均等を実現することとしています。3点目の、国と地方公共団体の支出額については、鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額として、総額158億3,000万円を確保することとしております。

以上3点が鉄道事業再構築事業の効果を確認するための目標でございます。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。しっかりとした目標と数値が示されています。これをしっかりとクリアしていかなくてはならないということ、いつまでたっても近江鉄道は一番楽な方向に進んでいくのかなというふうに思います。総括して、町長に今、私の答弁について総括願えればありがたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 近江鉄道の御質問をこの度ただけまして、いよいよ令和6年度、今年度から上下分離のものとして走っていきます。愛荘町としても、この5市5町で取り組んでまいりましたことが、やっと形として地域の住民の皆様にお届けできるということで、本当にありがたいというふうに思っております。これからでございますけれども、特に管理ということに関しましては、この各市町がしっかりと責任を持っていく、もちろん実際の管理保全ということに関しては近江鉄道の事業としてもそれをしていただきますけれども、その部分において私たちが大変肝要になってきますのは、実際に住民の皆さんにこの近江鉄道を御利用いただくということをより振興していかねばならないというところがございますので、ぜひ今回このように議会質問としても取り上げていただきました。多くの町内の皆様、また地域住民の皆様、企業にお勤めの皆様等々も御利用いただけるように、これからも引き続き皆様のお力を賜ってまいりたいと存じておるものでございます。ありがとうございます。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** ありがとうございます。もうちょっと初めのほうの話、答弁を願いたいかなと思ったんですけど、私の一般質問として終わらせていただきます。

ありがとうございます。

**○議長（村西作雄君）** これで、2番、小菅久宣君の一般質問を終わります。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。それでは、再開を10時10分とします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時27分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 河村善一君

**○議長（村西作雄君）** 一般質問を続けます。10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 10番、河村善一。一般質問する前に、去る1月1日に能登半島で起こりました大地震により200名を超える方々が亡くなりましたことに対し、深く哀悼の誠をささげます。また、被災された方々には心穏やかな日常が取り戻すことができますよう、心から願っております。かかる厳しい状況の中で、救援、復旧の活動に従事されている方々の尊い労に感謝申し上げたいと思います。

それでは、一般質問させていただきます。一問一答でお願いいたします。

1、「愛荘町妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議」の議決を受けて、質問いたします。

議員提案された「愛荘町妊婦とおなかの中の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議」は、12月議会の最終日（12月22日）全議員の賛成で可決されました。

振り返ってみますと、今日まで何度も妊婦とおなかの赤ちゃんについての一般質問をし、歴代の町長が、「そのことは大切なことである」と答弁され、取り組んできていただいた結果であります。8年前の平成28年12月議会で、初めて「小さな命を守るために」の一般質問をしたとき、当時の宇野町長は、「せっかく授かった命を人工的に絶つということは命の尊厳を侵すことになり、また今後の人口減少社会への対応を考えると、人工妊娠中絶をしなくてもよい社会を築くことは重要である」との答弁がありました。

平成30年12月議会の一般質問で、漫画『透明なゆりかご』が325万部販売され、NHKテレビでもドラマ化されました。この本の内容から、小さな命の尊さについて問うたところ、有村町長は、策定した第2次愛荘町総合計画の重点戦略では、結

婚、出産の希望の実現、地域における子育て支援の促進を掲げており、その施策の推進により、安心して子育てしやすいまちとして発信していければと考えているとの答弁でありました。

令和2年2月中頃から新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延するという大変な中、令和2年5月8日の臨時会で、愛荘町町民全員に一律10万円の特別定額給付金の支給に併せ、町が特別に1万円を上乗せして1人当たり11万円の支給が決まりました。その後、議員から、同年度の令和2年4月28日から令和3年3月31日に生まれるお腹の赤ちゃん新生児にも11万円の支給を求める意見が出て、令和2年9月議会の最終日に支給が決まりました。令和3年度に生まれた新生児にも、妊婦とおなかの赤ちゃん応援事業の関連予算が12月17日の議会最終日に決まりました。

令和4年度では、当初予算概要の重点施策の取組の最初に、1、すこやかな子育て応援事業を載せ、お腹の中に宿った新しい命をまちの宝として歓迎し、妊娠おめでとうグッズをプレゼントするとともに、妊婦の歯科検診に助成する妊婦とおなかの赤ちゃん応援事業を行うと明記し、町の重要な柱として妊婦とおなかの赤ちゃん応援事業が位置づけられました。

一方、教育委員会では、令和4年4月から未来を拓く愛荘16年教育がスタートされました。この教育では、母親のお腹の中で生を受けた胎児から、義務教育である中学校を卒業するまでを人生のベース（基盤）を確立16年と捉え、心身の発達を育んでいくもので、子育て、保育、教育に係る施策を全庁・全町的に取り組み、16年間の積み上げを図っていくものであると明記されています。

それらの背景を踏まえて、今回の愛荘町妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議を提案させていただいたものであり、全議員の賛成で決議されたものであります。これから、愛荘町で授かり誕生してくる赤ちゃんを大歓迎（ウエルカム）で迎えるとともに、誕生した赤ちゃんの子育てに全面的に協力し応援するものであります。

今回の議会の議決を受けて、今日までの町の取組と今後の取組について質問します。

現在、町で取り組んでおられる妊娠期から出産・子育て支援の取組の6つの事業について、住民の皆様に分かりやすく説明を求めます。

1、伴走型相談支援事業、2、新生児訪問指導事業、3、産後ケア事業、4、乳幼児健診事業、5、各種親子教室事業、6、発達支援事業であります。

特に、1の伴走型相談支援事業は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ支援を行うとあります。これは一昨年から取り組まれてきた事業であると思いますが、ほぼ丸1年経過してきた今、その実績と成果はどうであったのかお尋ねします。

お腹の赤ちゃんから子育てまで一貫した取組をされていると思いますが、その具体的内容はどんなものであるか、次の何点かについてお尋ねします。

妊娠が分かった妊婦は母子手帳をもらいに来られると思いますが、その窓口はどこですか。その際、窓口では母子手帳とともに赤ちゃんおめでとうグッズを渡されていると聞いていますが、具体的に何と何を手渡されているのですか。次に、出産された後に新生児宅への家庭訪問をされていますが、そのときに手渡されているものは何ですか。その後、4か月健診時、1歳児健診時に手渡されるものは何ですか、具体的に、福祉政策監にお聞きします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** それでは、御答弁させていただきます。

まず1つ目の、伴走型相談支援事業でございます。妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、支援を行っております。また、経済的支援として、おなかの赤ちゃん応援金5万円とお誕生おめでとうお祝い金5万円の合計10万円の支給を行っております。

2つ目の新生児訪問指導事業は、町内で生まれた赤ちゃん宅を保健師や助産師が訪問し、赤ちゃんの成長発達状況やお母さんの産後の体や心の健康状態、子育て等に対する不安や相談に応じております。

3つ目の産後ケア事業は、出産後の子育てが難しい状況におられる親子の支援を行うため、産院でショートステイやデイサービス等、子育て短期支援事業として実施しております。

4つ目の乳幼児健康診査事業は、1か月児健診、4か月児健診、7か月児相談、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児相談、3歳6か月児健診を実施しており、子供の各年齢に応じた発達確認や親子の健康状態の把握、正しい生活習慣の定着や不適切な育児にならないよう保健指導を行っております。

5つ目の各種親子教室事業については、妊娠期からのぷれママ教室や出産後のひよ

こママ教室をはじめ、子供の年齢に応じた教室を開催し、遊びを通して親子で一緒に楽しみ、肯定的な子育てができるよう支援をし、お母さん同士の仲間づくりにも力を入れていきます。

最後、6つ目の発達支援事業は、臨床心理士や発達相談員による子供の発達相談や発達検査、保育園、幼稚園、小中学校への巡回訪問を実施し、発達特性のあるお子様の個別指導と環境整備等を行い、子供の成長発達を促すとともに、保護者に対する支援も行っております。

次に、1つ目の伴走型相談支援事業の実績ですけれども、令和6年1月現在で、母子健康手帳発行数123件、妊婦8か月アンケート数92件、ふれママ教室参加者数55人、新生児訪問件数111件です。

また、おなかの赤ちゃん応援金5万円給付者は109人、お誕生おめでとうお祝い金5万円給付者は96人でございます。成果としては、妊娠中から妊婦支援が手厚く行えたこと、見通しを持って出産が迎えられるため、出産後の産後ケアへ速やかにつながっております。

続いて、具体的な取組内容について御答弁させていただきます。

まず、母子健康手帳発行窓口は健康推進課となっております。母子健康手帳と一緒に、啓発冊子のほか妊娠おめでとうグッズとして、麻織物のタオルと歯ブラシ、町内の歯科診療所で歯科検診を受けていただける無料受診券をお渡ししております。

新生児訪問時には、見通しを持って子育てができるよう、育児や予防接種等に関する冊子や紙おむつ等の日用品、赤ちゃん用の絵本をお渡ししております。また、県が実施しているありがたいの贈りものに関する案内もしております。

4か月健診にも、育児に関するパンフレットや絵本をプレゼントし、親子で絵本と親しめる機会を更に増やしていただけるよう努めております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** このことについて、少し再質問させていただきます。母子手帳をもらいに来られた人はいいと思うんですけど、もし母子手帳をもらいに来られない妊婦はおられるのか、そういう方は把握されているのか、まず1点お尋ねしたいと思います。

また、出産で悩んでおられる妊婦がおられる場合は、どのような対応をされている

のか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** お答えいたします。

まず、1点目の、母子手帳を取られる前の妊婦さんにつきましては、残念ながら健康推進課のほうで把握することはちょっと難しい状況になっております。ただし、産院等に相談に行かれる妊婦さん等につきましては、個別にはございますけれども、産院のほうから御連絡を頂きまして、そちらと連携をさせていただきながら、安心して産めるような相談体制を取らせていただいております。また、妊娠中に御不安であったりとか、いろいろ困り事を持って見られる妊婦さんにつきましては、支援計画を立てておりますので、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に乗れるような体制を取っておりますので、妊娠期からの支援を行っております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 妊娠されている女性の方はどれくらい、妊婦さんは非常に不安定な状況におられると、家族全員が出産を祝うばかりではなく、悩んでおられる方も多いと思いますので、ぜひとも一番身近におられる立場で接していただきたいと思ひますし、誕生できるように支援していただきたいと思ひます。

次に進みます。図書館での胎児からの読み聞かせについて、お尋ねします。

図書館では、胎児期からの読み聞かせ、おひざでだっこのおはなしかい等の取組をされているとお聞きしますが、具体的な取組内容とその成果についてお尋ねします。

また、ブックスタートについて、この活動内容はどのようなものか。図書館でやっておられるのか、子育て支援センターが取り組んでおられるのか。ホームページの紹介では、「ブックスタートボランティアの皆さんが子育てを応援するメッセージを伝えながら絵本を手渡しています」とあります。また、「4か月健診（愛知川保健センター）ときらきらバースデイ（1歳児対象、子育て支援センター）で、ブックボランティアさんの協力を得て実施しています」とありますが、具体的な活動内容はホームページで紹介されていません。そこで、具体的な活動内容について図書館長にお尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 図書館長。

**○図書館長兼びんてまりの館館長（三浦寛二君）** 御質問いただきました図書館での胎児期からの読み聞かせの取組について、まずお答えをさせていただきます。

図書館では、胎児期から絵本を通じて親子のコミュニケーションを推進することを目的として、健康推進課と連携し、妊産婦期のふれママ教室で出前図書館を実施し、絵本や図書館の紹介を実施しています。また、乳幼児向けのおひざでだっこのおはなしかいのほか、子育て支援センターや保育園に出向いて出張おはなし会を実施しています。

その成果といたしまして、参加者から、「育児の安心感につながった」という声や、「図書館に来るきっかけとなり、ママ友をつくるきっかけもなった」との声を頂いています。また、読書記録活動、読書でガチャコンに参加していただいた小学生から、「乳幼児期におはなしかいに参加した記憶があり、その後、読書が好きになった」という御意見も頂いています。

続きまして、ブックスタート事業についてお答えをいたします。この事業は、乳幼児期の保護者の皆様に、絵本を通じて親子の触れ合いの時間を共有することの大切さを御説明するとともに絵本をプレゼントする事業で、子ども支援課所管の子育て支援センターが図書館と連携して実施をしています。

愛荘町では、4か月児健診時と1歳児対象のきらきらバースデイの際に、図書館司書がブックスタートボランティアの皆さんの協力を得ながら実施し、併せて図書館や愛荘町まちじゅう読書の宣言の紹介をしています。

今後も、図書館と子ども支援課、健康推進課が連携し、妊婦とおなかの赤ちゃんの子育てを応援する取組を進めてまいります。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** このことについて再質問いたします。図書館に来られたり、妊婦というか、赤ちゃん連れて来られる場合はいいんですけども、来られない方にはどのような形で手渡しをされているのか、保健師さんが届けられているか。また、どういう本を、渡されてるとお聞きするんですが、絵本を渡されているのか、何か特定の本を渡されているのか、図書券を渡されているのか、そこら辺について具体的にお教えてください。

**○議長（村西作雄君）** 図書館長。

**○図書館長兼びんてまりの館館長（三浦寛二君）** お答えをいたします。

4か月児健診及び1歳児健診の際に何らかの事情で会場に来られなかった方には、

保健師のほうから自宅を訪問し、御家庭の様子を確認するとともに、ブックスタート事業の御説明と絵本の手渡しを行っていると聞いております。

また、続きまして、お渡しする絵本でございますが、4か月児健診、1か月児健診、それぞれ別の絵本を、そのお子さんと保護者の方にプレゼントするといった内容となっております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 次の質問に移っていきます。

さきにも紹介させていただきましたが、「未来を拓く愛荘16年教育」では、母親のお腹の中で生を受けた胎児から中学卒業までの16年を人生のベース(基礎)と捉え、子育て・保育・教育に係る施策を全庁・全町的に取り組み、16年間の積み上げを図っていく」と明記されています。

今回の応援宣言では、胎児期の語りかけ教育を推進するとともに、未来を拓く16年教育に一層力を入れ、赤ちゃんの元気な産声と笑顔があふれ、子育てに喜びが実感できるまち、家庭、地域、学校、行政、町民みんなが手を携え、地域全体で妊婦とおなかの赤ちゃん・子育てを応援するまちを目指すとなります。

それを踏まえて、教育長に、母親の中で生を受けた胎児からの取組の大切さと、全庁・全町的に取り組む必要性についてお尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

12月定例会で議決されました愛荘町妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議には、未来を拓く愛荘16年教育に一層力を入れ、地域全体で妊婦とおなかの赤ちゃん・子育てを応援するまちを目指すとしております。

幼小中の段階だけでなく、胎児期から義務教育の出口である中学校卒業までを一貫して視野に入れて取り組む、そのことは大変重要なことであるというふうに考えております。胎児期から中学校卒業までの間の子育ての応援は、教育委員会の各課や学校園、図書館のみで完結するものではございません。

今後も、健康推進課や子ども支援課など、他の課のほか、ボランティア団体とも連携を進めながら、愛荘町の教育の振興に努めてまいります。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 教育長に再質問というか、ちょっとお話をしたいと思います。3月6日の図書館協議会で中学生の読書が問題となっていました。私は、胎児期からの語りかけ教育は、それが習慣化することにより、小学生も中学生でも読書好きな子供ができるのではないかと考えます。一層、胎児からの読み聞かせが必要だと思わうんです。私の子供が重度の肢体不自由児の子供で、41歳になりますが、おります。小さいときに家内が熱心に本を読んでいたこともあってか、非常にある意味で知的で、文珍の落語会等へ行くのが非常に楽しみで、それを大切な楽しみとしております。知的な生活はその人の人生を豊かにしてくれることを思うとき、障害者であろうと健常者であろうと非常に大切な習慣であろうかと思えます。胎児期の習慣というのは、一生をやはり支配するというか、一生のその習慣となることで非常に大切なことにならうかと思えます。そういう意味では、胎児期からの語りかけ教育の重点に力を入れて、小学、中学、大人になっても、それを読書する習慣の必要性は、図書館協議会のそれを傍聴させていただいた中でも感じた次第であります。教育長のその思い、見解をもう一度尋ねたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、読書の重要性というのは、今、御指摘いただきましたように、知的な領域への好みといいますか、知的好奇心といいますか、そういうものを喚起するというのが大きな効果としてあるというふうに言われておりまして、私もそういう部分に子供たちが小さい時期から触れていく、その好奇心を呼び起こしていくという、その部分が本当に大事であるというふうに思っております。そのことは、狭い意味の学力というだけでなく、人生100年の将来の学びに通ずるものであるというふうに考えておりますので、就学前の部分も含め、また胎児期から乳幼児の時期も含めて、そこは一貫して、やはり取組を進めていく必要があるというふうに思っております。今後も、絵本の読み聞かせ、あるいは読書活動の推進、そういうものに16年教育の中でも重点として挙げておりますけれども、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 次に、応援宣言の決議文では、「子供の誕生を願う人には希望が叶うよう、そして子育てが楽しいものとなるよう、愛荘町には子供を産み育て

る世代への支援を厚くし、手助けしたいと考えている人たちがたくさんいます。赤ちゃんが無事に誕生し、しっかりと育つ環境をつくることは、愛荘町に生きる私たち一人一人の大切な使命です」と述べています。

このことについて、福祉政策監に、健康推進課、子ども支援課、子ども支援センターとしっかり連携を図りながら推進していただきたいと思いますが、その決意をお尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 今ほど教育長からの答弁にもありましたように、現在、既に教育委員会、図書館をはじめ、子ども支援課、子育て支援センター等々と連携を図りながら各種子育て事業を実施しております。

今後も、多くの機関、多職種と連携を図りながら効果的な事業運営を行ってまいります。また、民間資源や地域資源を活用し、一体的な支援体制の構築も図っていきたいと考えております。

そのためにも、議員をはじめ、地域の皆様とともに、地域ぐるみで安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりの推進にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 次の質問に行きます。愛荘町の取組をもっともっとPRすべきと考えますが、そのことについてお尋ねいたします。

岡山県北部の山あいにある奈義町は、移住や子育ての支援を充実させており、令和4年10月20日の日本経済新聞の電子版では、出生率2.95、岡山奈義町と紹介されています。また、ちょうど1年前の令和5年2月19日には、岸田首相が岡山県奈義町を視察し、少子化対策奇跡のまちとして紹介されています。スマホなどで、子育て応援宣言奈義町と検索すると、すぐにフィットして出てきます。

そのことを踏まえて、次の何点かについてお尋ねします。

岡山県奈義町の出生率は2.95で、全国のトップクラスとお聞きします。愛荘町の出生率はどのくらいか、滋賀県では何番目か、お尋ねします。また、愛荘町の出生率の目標はどこに置いておられるか、お尋ねします。

続いて質問します。奈義町のホームページでは、最初に奈義町子育て応援宣言が紹介されていて、奈義町の子育て施策については項目別に紹介され、更に詳しく分かる

ようになっています。改めて愛荘町のホームページを見てみると、子育て応援サイトで、年齢別に探す、目的別に探すようになっていて、奈義町以上に詳細に紹介されていて、ホームページでは見劣りしないと思われます。ただ、どこが違うと言えば、奈義町が子育て応援宣言を前面に出して、「ぜひ奈義町に住んでください、移住も大歓迎」と、あらゆる施策を積極的にアピールしているところです。

今回、愛荘町議会で愛荘町妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議を議決したことにより、それを前面に出し、「赤ちゃん大歓迎、ぜひ愛荘町に住んでください」とのキャッチフレーズのもと、ホームページの見直しをしてもらいたいと思いますが、そのことについてお尋ねします。

奈義町では、子育て応援宣言の町奈義町と大きく看板が掲げています。愛荘町でも、妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言の町愛荘町と大きな看板を掲げてよいのではないかと。大きくPRし、みんなで歓迎したいと思います。町に看板設置の考えはないかと、お尋ねします。

全国の市町のホームページを見てみると、子育て応援宣言をうたっている市町は多くあります。しかし、妊婦とおなかの赤ちゃん応援宣言のような、妊婦とおなかの赤ちゃんを明記し宣言に盛り込んだ決議文を議決した議会はほとんどなく、愛荘町議会在全国初の議決であると思われます。

愛荘町での妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議を議決したことをインターネットで発表したところ、全国の多数の議員に関心を持っていただいています。それほど愛荘町の取組は素晴らしいものであると考えます。

また、町民の皆様には、妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議を議会で議決したことを前面に打ち出し、町として今後も、妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言を各事業の推進に頑張りたいと思いますが、その決意をお尋ねいたします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 御答弁申し上げます。

まず、平成25年から29年の人口動態統計特殊報告によると、合計特殊性率は全国1.43、滋賀県1.58、愛荘町は1.82で、滋賀県では2番目に多い出生率でございます。町では、安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりに努めておりますけれども、出生率を目標には置いておりません。

次に、町のホームページについてですけれども、議員にお触れいただいたとおり、子育て応援サイトから、目的別、年齢別に検索しやすい仕様としております。実際、ホームページを検索されている保護者からも、「検索しやすかった」というお声を聞いていることから、現行のスタイルの変更は今のところ考えておりません。

また、お腹の中に宿った新しい命をまちの宝として歓迎し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに今後も引き続き努めてまいります。看板の設置等のPR活動については現時点では検討しておりません。

また、愛荘町は、先ほども御答弁させていただきましたように、妊婦とおなかの赤ちゃん応援事業等、妊娠中から妊婦さんに寄り添い支援を行っています。今後も、子ども家庭庁の子どもまんなか施策の動向を注視しつつ、滋賀県の子ども・子育て施策等の財源を活用しながら、住民に分かりやすい情報発信を一番に考え、着実に子育て支援事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 今、御答弁いただきましたことに再質問したいと思います。各市町で子育てのことについて力を入れておられることはよく分かっているわけですが、その前にお腹の赤ちゃんが無事生まれてくるような環境整備をすることはもっともっと大切だと思います。そういう意味で、やはり子育ての誕生、お腹の赤ちゃんの誕生ができる、歓迎する町として、もっともっとPRしていただいてもいいのではないかなというように考えております。

第2点目は、今思った看板のことについてであります。もし、昨年撤去した駐車場看板があつた駐車場倉庫にあらうかと思うんですけれども、それを塗り替えてこの看板を設置してもいいんじゃないかと思うんです。新しく設置を考えると非常な費用がかかりますけれども、もしそれが眠っているならば、そういう活用も検討いただきたいと考えています。

また、ふるさと納税ですけれども、ふるさと納税は今はどこが得だとかそういうことはあらうかと思うんですよ。原則的には、やはり愛荘町で生まれ育ったところで、都会へ行ったときに、やはりふるさとであるところに納税しようと、今は東京におるけれども納税しようというのが本来のふるさと納税の趣旨であらうかと思うんです。やはり生まれたところに帰ってくるというか、思いは常にあるわけでありますから、そういう意味での力というか、頑張ってくださいたいと思うんですが、そのことにつ

いて福祉政策監の意見を聞きたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 何点か御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、お腹の赤ちゃんが無事に出産できる環境整備につきましてですけれども、みんなが歓迎できる環境づくりということで、身近な方が、「本当におめでとう」って言ってもらえる、そして生まれたときに「良かったね」って言ってもらえるような地域づくりであったりとか、身近なところの声かけ等々ができるといいのかなと思っております。ただ最近、御近所との関係も希薄になっているような状況ではございますので、少なくとも本当に授かった命を町の宝として、そして自分自身の宝として思える人づくりのほうにも力を入れていきたいと思っております。

また、看板の件につきましては私一存でお返事することもできませんので、今後ちょっと検討というか、考えさせていただきたい点でございます。

あと、ふるさと納税につきましてですけれども、ぜひとも私がこのふるさと納税をここでPRするのもどうかと思いますけれども、ふるさと納税等々を通して税がしっかりと愛荘町に落ちることによって、妊婦とおなかの赤ちゃん等々にも還元できるような仕組みになるといいかなと思いますので、ぜひとも住民の皆様にも、また周りの方にもふるさと納税も含めて税収が入るように働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** お腹の赤ちゃんが、ちゅうか、その妊娠したときに、「おめでとう」というように迎えるまちづくりでありたいと思いますし、そういうまちを目指して頑張ってお応援していきたいと思っております。

次の質問に移ります。愛荘町の障害者福祉施策についてお尋ねいたします。

愛荘町の障害者就労継続支援事業の現状についてお尋ねします。

障害者就労継続支援の事業としてA型・B型があると思いますが、その区分内容はどういうものか、お尋ねします。そのA型・B型の事業所は、湖東圏域と愛荘町には何か所あるのか、お尋ねします。

先日、その中の1つ、B型で秦荘地区の常安寺にあるコスモス作業所を訪ねました。現在14名の方を受け入れておられますが、場所が手狭で、これ以上受け入れるのは

困難な状況であるとのことでした。今後、人数を増やしたり作業所の仕事量を増やして障害者の賃金を上げたいと思っておられます。今の場所は狭くて広げることが難しく、別の広い場所に移りたいと希望されていますが、そんなことは可能なのか、お尋ねします。

現在、秦荘地区にはコスモス共同作業所があり、愛知川地区にはふれあい共同作業所があります。今後、統一は考えておられないのか、お尋ねします。また、あいとうのふくしモールみたいなものは考えていないのかも併せてお尋ねします。

現状として、障害者就労継続支援事業のA型の全国平均の月額額は8万1,645円で、B型の全国の平均月額額は1万6,507円です。愛荘町で支払われている金額はどれぐらいか、御存じだったら教えてください。昨今の賃上げを考えれば、障害者への支払金額を上げることはできないか、お尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** 答弁申し上げます。

就労継続支援A型は、障害により一般就労が難しい方を対象に就労の機会の提供や訓練を実施するサービスで、事業所と利用者が雇用契約を結ぶ制度です。B型は、一般企業等への就労が困難で、雇用契約を結ばずに生産活動などの就労訓練を行うサービスです。A型事業所は町内に1か所、圏域に4か所、B型事業所は町内に4か所、圏域に21か所あります。

B型のコスモス共同作業所については、定員の範囲内で積極的に利用者を受入れておられ、令和7年4月には養護学校の卒業生2名が利用される予定があります。一方、A型事業所の実習体験者が卒業していかれる例もあり、しばらくは急激な増加はないと見込んでいます。しかしながら、将来的に定員数を拡大するような状況となった場合は、現作業所では手狭になることは考えられます。こうした場合には、福祉のまちづくり推進のため、まずは御相談をお受けするところから考えてまいりたいと存じます。

次に、コスモス共同作業所とふれあい共同作業所の統一については、両作業所の法人格の違いや利用者の範囲の考え方など整理していただく点が多く、行政からのアクションではなく、まずは両作業所の歩み寄りにより、よりよい方向性を導き出していくことが肝要であると解しています。その上で、町としてどのような支援ができるかを検討する必要があると考えます。

また、昨年9月議会の一般質問でも答弁いたしましたとおり、あいとうふくしモールやわたむきの里のような施設については、運営力のある社会福祉法人等の存在が大きいと認識しておりますので、行政の力だけでは実現することは難しいと考えております。

次に、利用者に支払われている金額ですが、令和4年度の実績から積算したところ、町内A型事業所で月平均8万232円、B型で1万4,662円となっています。A型は賃金、B型は工賃となり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者サービスの事業等の人員、設備及び運営基準により月額が積算され支払われております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** この障害者のB型の月額平均が、今、御回答いただいた金額で、愛荘町で1万4,662円と。で、ある方と話ししていたら、「これが月額ですか」というように聞かれたことがあるわけですが、これが月額の現状であります。だから、非常な、障害者を持っておられる方あるいは障害者の方は、この金額でお勤めになっているという現状を、我々はしっかりと認識しておく必要があるのではないかとこのように思いました。今後、共に充実するように努力していきたいと考えているところであります。

次に質問します。町内におられる18歳以上の大人の障害者種別（知的、肢体、重心）の人数は何人おられるか、お尋ねします。

それぞれの方が受け入れてもらえる場所は十分確保されていますか。町内、町外に就労されたり、施設に入られてる人は何人か、お尋ねします。

今後、愛知養護高等学校、甲良養護学校を卒業している方々の受皿としての作業所とか施設は足りていますか。これからもっともっと必要になってくると思われませんが、今後10年、20年後の計画は立っているのか、お尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** 答弁申し上げます。

18歳以上の方で障害者手帳をお持ちの方の数を、令和6年1月末現在でお答えいたします。障害の重複はありますが、知的障害の療育手帳交付者は165人、身体障害者手帳交付者は602人、重症心身障害の決定者については11人です。

また、就労継続A型の町内通所者は2人、町外が8人、B型の町内通所者は34人、町外が26人、施設に入所されている方は12人です。

令和6年3月に卒業予定の甲良養護学校の愛荘町の生徒は2人で、それぞれ生活介護、就労移行支援を利用、愛知高等養護学校は2人で、就労移行支援を利用し、民間企業等への就労を目指されます。卒業後の進路については、学校が実施されます個別支援会議等に関係機関として、町障害福祉担当が出席し、本人、保護者の意向に配慮した進路決定を行い、しっかりとした生活基盤の決定のもと、行き場のない方はないものと認識しております。

卒業後に利用いただく居場所として、現在不足が予想されているのが、生活介護を提供する事業所です。生活介護は自立支援を促すことを中心に、食事、入浴、排せつ移乗といった身体介護や、調理、洗濯、掃除の生活援助になります。このような就労が難しい方が利用できるサービス提供事業所の不足については、湖東地域障害者自立支援協議会でも課題として認識し、協議していくものとしております。その中で、町として支援できることがあれば、検討していきたいと考えます。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 3月4日に甲良養護学校の高等部の卒業式があり、参列させていただきました。卒業生の皆さんは、これから卒業して働いてお父さんお母さんにおいしいもの食べさせてあげるといような決意を表明をされておりました。非常にそのことを思うと、本当にこれからの人生支援していきたいなと考えているところがあります。だから、そういう卒業生がずっと入れる、あるいはその作業場をやめるといふか、やはりなかなか続かないところが現実なところがありますので、いろいろと相談に乗っていただいて支援していただきたいと思っております。

次に、質問に入ります。障害者が自立して生活する場所としてグループホームがあります。町内にはどれくらいあり、今後、建設は考えているのかについてお尋ねします。

日野町では、社会福祉法人わたむきの里福祉会が中心となり、6つのグループホームを建てて、34人の定員が入居できるようにされています。また、豊郷町では、あすなろ福祉会がバックとなり、14のグループホームがあり、1つの自立生活支援ホームがあります。

多賀町では、今年度、令和6年度、県の補助を受けてグループホームを建てられて、宿泊体験、1人で生活できる訓練をされるそうであります。

障害者が18歳となり選挙権を持つようになった頃から、障害者本人も自立を考えるようになってこられます。障害者の自立の意味からも、親御さんから離れた生活、グループホームが必要と考えますが、町内で空き家を活用してのグループホームの建設は考えておられないか、お尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** 答弁申し上げます。

町内にあるグループホームは現在3施設で、令和7年4月に1施設オープン予定となっています。

グループホームは社会福祉法人が設置されており、議員が御質問で触れられた多賀町においては、町内にグループホームがなく、地域での生活の場の確保が必要であることから、滋賀県重症心身障害者等施設整備事業費補助金を活用し、県4分の3、町8分の1の補助で社会福祉法人が建設されたとお聞きしております。

議員御質問のとおり、愛荘町の重点施策の1つである空き家対策事業の補助金を活用してグループホームを建設していただける事業所があるとありがたいと考えますが、空き家を活用し建設された多賀町のグループホームに実際にお話をお聞きすると、古民家の活用は光熱水費がかかり運用が難しいという課題もあるようです。

議員が言われるとおり、障害者の自立の生活拠点としてグループホームの利用は大変有効であります。本人のお気持ちや御家族の御意向などにより、利用に結びつのが困難なケースもあります。町といたしましては、対象となる方の将来を考え、現在運営されている施設の利用を推進しているのが現状です。

現在、策定を進めております第7期愛荘町障害福祉計画の居住系サービスの推進の項目において、今後のグループホーム利用者数を、計画最終年度となる令和8年度には、自立生活援助は2人、共同生活援助は28人を見込んでいます。中でも共同生活援助は、令和5年度実績から6人増となることから、グループホーム等の施設確保は必須です。

これらの状況から、県補助金等を有効活用し、グループホームの開設に意欲的な社会福祉法人等への支援を行い、湖東地域障害者自立支援協議会において広域的に検討していく必要があると考えているところです。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 障害者がリッチに生き生きと暮らす生活環境は必要であろうかと思います。今まで、このグループホームとか私の子供が大きく成長するところのときには、グループホームというのは大体なかった。最近になってできるようになって、日野町のわたむきの里を見させていただき、グループホームへ行きますと、その真ん中には、当然、食事する場所があるけれども、夜になると自分の個室に戻って自分の生活を楽しむ、音楽を聞いたり、自分の部屋を自分の好きなように飾るというようなことで生活されているのを見たときに、本当に障害者自身が自立した生活をされているのではないかというようなことを思いました。そういうおいては、非常にグループホームというのは大切なものであろうかと思えますし、障害者を持った親が一生その子供と過ごすということも大切なことなんですけれども、やはり子供は子供自身の自立ということも考えると、そういうグループホームで自立する生活、望んでおられる方もおられますので、そういうことはぜひ考えていただきたいと思えます。

2、3年前に勉強会というか、講演会をしたときに、愛荘町のある方が講演を聞いて、「私も日野町に住みたい」ということをおっしゃいました。そのときは、日野町では揺り籠から墓場までその障害者の生活は面倒見ますよという、日野町で見ますということをおっしゃったからだと思えます。ぜひ、愛荘町でも、揺り籠から墓場までの、その障害者もやはり愛荘町で進んで良かったというまちづくりを目指して福祉施策に取り組んでいただきたいと考えております。

また先日、豊郷のあすなろ園の浅居茂さんの出版記念会があったと聞きます。浅居茂さんはもう88歳になられる方でありましてけれども、老人ホームはいっぱいあるけれども障害者が入れる施設はないと、ないからまだまだ頑張っていけないかなとおっしゃっていたとお聞きしますが、そういう熱い思いの方、我々も見倣って頑張っていきたいと思うんですけれども、そのことについて再度、福祉課長にお尋ねしたいと思えます。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。私も浅居氏の出版記念、講演会のほうに先日臨席させていただきました、いろいろ参考になるお話を聞かせていただきました。浅居氏につきましては、あすなろ福祉会を立ち上げるということで、19

60年代にたしかラジオBOX、ラジオのケースを作る工場を開かれまして、そこで一般就労という形で従業員を雇っておられた中で、障害のある方が職場をのぞきに来られると、その中で一度仕事をしてみたいひんかということで仕事をされて、その仕事ぶりに感心されたのが障害者施策に取り組む第一歩やったというふうに聞いております。いろんな障害のある方がおられるかと思うんですが、それぞれの方の能力、またニーズ、それとそういう方をどういうふうに地域で支えられるか、この辺りの検討とリンクさせながら、地域で支える障害福祉というのを福祉課としては目指したいというふうに考えております。そういった中で、行政だけの主導でやるのではなくて、地域の皆さん、また関係者の皆さんの力を借りながら一丸となった福祉を目指したいと思っておりますので、今後も御指導のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** そのとおりだと思います。行政だけでできるものではありませんが、行政と社会福祉法人、あるいはそういうバックがあるところ、あるいは障害者自身の努力によって出来上がってくるものだと思いますので、今後とも頑張ってまいりたいと思います。

4番目の質問に入ります。親亡き後の障害者が安心して生きていくためにどのようなにしていったらよいのか。第7期愛荘町障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）の第4章施設の展開（障害者計画）の37ページに、親亡き後のニーズを踏まえた中長期的な視点による整備に向けた検討をしますとあるが、具体的な計画はあるのかお尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** 答弁申し上げます。

第7期愛荘町障害福祉計画の策定に当たり、当事者や保護者の声を反映させるため、町の手をつなぐ育成会、福祉コミュニティ親の会の代表者に策定委員として参画いただき、団体に対するアンケート調査にも御協力をお願いいたしました。

アンケートの回答で相談内容が多かったものとして、将来のことが62.5%を占めており、このことを踏まえ、計画の中で親亡き後のニーズを踏まえた中長期的な視点による整備に向けた検討をしますと表記いたしました。短い言葉ではありますが、今までの計画にはなかった取組の方針であり、これを基に町も本人が望む生活支援のた

めのサービス確保等に努めていくこととしております。

計画は立てるだけではなく、実行と評価があって初めて意味をなすものです。今後は計画を運用する中で、個人の置かれている状況により支援サービス内容は異なりますが、そのためにもニーズの整理と必要なサービスの確認等を行いながら、現状で足りないものをいかに補填、確保していくかを、町としてまた圏域として検討してまいります。住民の皆様には、各種会議や普段から窓口相談の中で御意見を頂ければと思います。個々のケースに合った未来の在り方を伴走型で考えてまいります。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 時間の都合で次に進みます。

3、図書館で電子書籍の導入についてお尋ねいたします。

1月1日の午後に起こった能登半島地震では、多くの方が亡くなり、現地は大変な被害に遭われました。その中、京都市が電子書籍の貸出し、私、輪島市と書きましたが、訂正して七尾市になります。七尾市に貸し出す、のニュースが流れました。早速インターネットで検索したところ、次のような記事が出てきました。

京都市の図書館、電子書籍の貸出し拡大で石川・七尾市を支援のタイトルで、次のような記事が載っていました。能登半島地震で被災した人たちを支援しようと、京都市は市内の図書館で行っている電子書籍の貸出しサービスについて、石川県七尾市の市民も利用できるよう運用を拡大しました。今回の能登半島地震で京都市が重点的に支援する対象となっている石川県七尾市では、市の図書館が被災し4か所のうち3か所で再開のめどが立っていないということです。

このため、京都市は京都市民向けに行っている電子書籍の貸出しサービスを七尾市の市民に例外的に拡大することを決め、運用を開始しました。登録すると、電子書籍4,500点余りの中から、同時に2点まで借りることができ、パソコンやスマートフォン、それにタブレット端末などで読めるようになりますとの記事でした。

この記事を見て、ぜひ愛荘町の図書館でも電子書籍の導入を検討し、貸出しを検討してみたらどうかと思いますので、質問します。

今まで電子書籍は、自分で書籍、資料をPDF化して、iBOOK等のアプリで読むか、kindleの電子図書を購入するしかないと思っていました。図書館での電子書籍の貸出しができるならば、何らかの理由で図書館に来ることはできない方、ま

た病気で自宅療養されてる方も、スマホ、タブレットがあれば、御自宅で、また病院でも電子図書の貸出しができ、電子書籍を読み、知的活動をしていただくことができるのではないかと考えました。

まず、導入について図書館長の考えをお尋ねします。

また、図書館での電子書籍の導入に当たっての費用について、導入のメリット、デメリットについて、どのように捉え考えているのか、併せて図書館長にお尋ねします。

**○議長（村西作雄君）** 図書館長。

**○図書館長兼びんてまりの館館長（三浦寛二君）** お答えいたします。

議員御指摘のとおり、電子書籍には端末があれば読書ができることや、読み上げ機能など多くの利点がございます。一方で、紙媒体の書籍との違いといたしまして、紙媒体の書籍は全国一律の定価販売となりますが、電子書籍は出版社や著作権者が販売の条件、すなわち図書館にそもそも販売するかどうかや、販売時の価格を自由に定めることができるとされております。

そのため、現在、図書館で電子書籍として購入できるタイトル、書籍数は、紙媒体の書籍に比べて少ない中から選択せざるを得ない状態でございます。また、電子書籍の図書館への販売価格は高額であり、これに加え、システム維持費のほか、書籍によっては貸出し回数に応じた追加費用が必要となります。これらの現状から、現在のところ、図書館での電子書籍の購入は実施しておりません。

なお、国や県の動向といたしまして、国立国会図書館では、絶版等資料の電子化を進めており、愛荘町の図書館の端末で電子化資料を閲覧することができます。また、滋賀県においては、しがこどもとしょかん事業を進める中で、県民が利用できる電子図書館の導入を検討していると伺っております。

今後も国や県、電子出版業界の動向を注視するとともに、図書館所蔵資料の電子化や電子資料の提供について、愛荘町に適した方法を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** ありがとうございます。今後、検討をぜひしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、10番、河村善一君の一般質問を終わります。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時34分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 竹中秀夫君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。まず、はじめに石川県能登地方で1月1日大きな地震があり、そのために犠牲者になられた方々には御冥福をお祈りしたいと思います。また、それ以外にもいろんな犠牲等々を補っておる現状でありますので、一日も早い健康で復旧をしていただくことを私どもも応援をしたいなと思っております。

それでは、一般質問を一問一答でお願いしたいと思います。

まず、はじめに、愛荘町観光物産振興の計画についてであります。

愛荘町観光物産振興計画について質問をいたしたいと思っております。本計画は、令和2年度から令和6年度までの計画で令和2年3月に策定されております。この計画では、町の玄関口となる湖東三山スマートインターチェンジや近江鉄道愛知川駅から町の観光資源へ来訪者を誘導する仕組みづくりを構築していく上では大変重要な計画であると認識をしております。そこで、何点か、担当課長並びに政策監にもお尋ねしたいと思っております。

1つ、観光物産振興計画にある多くの観光客に来てもらうため、主となって観光事業を進める団体はどこなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 一般社団法人愛荘町観光協会、愛荘町観光ボランティアガイド協会、地元事業者など、観光事業は愛荘町に関わる全てのもので進めていくことで、盛り上がりを見せるものと考えています。その中でも、一般社団法人愛荘町観光協会については、その設置理念、またこれまでに積み上げられてきた実績から、観光事業を進める団体として担われる役割は大変大きいと考えています。

○議長（村西作雄君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問をしたいと思います。今ほど課長が申されたように、この答弁書を見ておると、観光協会、もちろん地元の業者でありますけれども、ボランティアガイドとかいろんな答弁書には出ておりますが、課長が言われるように、町の発展はやはり地元でなくてはならないというようなイメージと私は受け止めております。そうでなければ、町の発展はないというふうに考えております。そこで、今後にも、観光協会の町の発展につながる、ほかの団体もあろうかと思っておりますけれども、そういうところに力を入れて、よく力を入れて考えておられるのか、そこらの点をお尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 今ほど再質問いただきました。答弁でも申し上げさせてもらったように、愛荘町全体としてはいろんな事業者なり協会が関わっていただくというふうに思ってるわけでございますけれども、今までから愛荘町観光協会様につきましてはいろいろな観光振興という部分で携わっていただいておりますので、今後につきましても大きな役割という部分では、町と行政と一緒に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（村西作雄君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。次に、本計画の中で計画推進体制が記載されており、様々な団体や関係各課によって推進会議を開催し、本計画で掲げた数値目標や主要施策の進捗状況について毎年度確認、検証するとあるが、実績の内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 愛荘町観光物産振興計画では、観光振興の目標を定めており、それを達成するための施策としてアクションプランを明記しております。アクションプランの推進状況等については、学識経験者、一般社団法人愛荘町観光協会、愛荘町観光ボランティアガイド協会等の委員で構成される愛荘町観光物産振興推進会議で報告を行い、意見を頂いているところでございます。

コロナ禍の影響もあり、目標としている観光入込客数及び観光消費額には及ばないものの、SNS等による情報発信や子ども観光ガイドの育成、ライトアップの企画等を実施してきたことを評価いただいております。また、事業の実施について、民が主

導し行政がサポートするという仕組み、関係性を今後つくっていくことが重要であるとの意見も頂いているところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行いたいと思います。今ほどの答弁では、観光協会なり一般社団法人、ボランティアガイド協会等の委員で構成されると、そういう中で、今ほど課長が申された、ここまで熱心に会議等々を開いた結果報告も頂いておるといようなことでありますけれども、それを聞いた課長について、関係の方々にはどういうメリットが愛荘町の振興につながるのか、その点についてをお尋ねしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（阪本 崇君）** 会議等の中で、委員さんのほうから事業の報告とかをさせていただいております。そういった事業が、次の段階でこういった事業にしていったほうがいいんじゃないかとかいろんな意見を聞いている部分もございまして、そういった部分が地元の声を聞いたり事業の実施につなげたりという部分で、愛荘町全体のメリットではあるのかなというふうに感じているところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 再質問を行います。今ほど課長が申されたメリットが非常に前向きだなと、このように私は受け止めました。そういう中で、サポートだけやなし、自らが観光の方々ら、各種ボランティアにしる、自らが率先して前向きに動くというのか、町のために。サポートというのはどういうような意味合いか分かっておると思いますが、申し上げませんが、団体にしる、観光の協会にしる、課長が申されたように、サポートをするまでに課長自ら、こういうことである、こういうことを結果を聞いた、こういうところはどうですかとか、私は働きかけるのがまず第一ではないかなと。今日まで、昨年だけではありませんけれども、一番身近で言うとライトアップですな。ライトアップ、昨年は中止になったと私は伺っておりますけれども、それについて課長が今申されてるように、サポートだけやなしにそのような計画を持ってやることについて、予算が不足であったのか何が不足であったのか私ははっきりと覚えておりませんが、中止ということには間違いなかったと。その点についてどのような結果を聞いておるのか、行政として、毎年ぎわいで、あの湖東三山の地域的にも寂れてきてるのを、もうひとつ盛り上げていかななくてはならないと

というようなことは、あなた方が1番よく知ってると思うんです。そういうところをもっと綿密に捉えながら、今後のまちづくりというか、観光の一環として、要は人に来てもらわなくては町は発展しません。そういうところをサポートというような答弁をするのであれば、それまでに動かざるを得ないことが私はあるかと思うが、そういう点についても、今後もう既に新年度4月から入ろうかとしておりますけれども、そういうような考えをあるのであれば、来年度に向けて、次年度ですね。観光の一環として、課長並びに政策監に答弁をちょっともらっておきます。どのような考えを持っておるのか。

**○議長（村西作雄君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** まず、にぎわいをもたらす事業に関しまして、非常に観光協会のお力を頂戴をさせていただきながら進めていっているところでございます。また、町の役割といたしましても、やはり財源の補助ということだけでなく、やはりいろんなところに関して、例えば実行委員会の役員になったりというようなところもございまして、その辺、財源だけでなく、そういったアイデアというようなところも町のほうからもお話をさせていただきながら、観光協会と連携をさせていただきながら進めていかなければならないなというふうに思っております。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。それでは、3点目として、同様に本計画の中で観光協会の合併が記載されており、町は町内統一した観光戦略を図り、収益事業を積極的に促進するとあります。現在までどのような観光協会と連携され体制整備を進めてこられたのか、お尋ねをいたします。

**○議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（阪本 崇君）** 令和2年10月に旧秦荘町観光協会と旧愛知川観光協会が合併されました。組織編成の際に、両観光協会との調整を円滑に行うため、また中長期的に安定した運営となるよう収益事業等を積極的に推進するため、町を含めた3者での協議を行ってきました。

昨年6月のガチャコンまつりin東近江や、11月に彦根市で開催された交流都市と彦根の観光物産展において、町と観光協会が協力しながら愛荘町の観光PRを行い、併せて物販による収益事業を行いました。また、町のスイーツライドや観光協会のふるさと体験塾などの事業においても、相互に実行委員として事業に企画段階から参画

し、連携を図っています。また、安定した事務局体制による運営を支援するための財政支援も行ってまいりました。

今後においても、愛荘町の観光振興を行う上で、観光協会と相互補完的に連携しながら推進してまいりたいと考えております。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。「安定した事務局体制による運営を支援します。財政支援も行ってまいりました」と、この中身についての御説明をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（阪本 崇君）** まず財政支援につきましては、毎年度、観光協会様に観光振興対策補助金として1,500万円、2,200万円等の補助金等を支出させていただいているところでございます。また、観光協会さんが合併する際においては、両観光協会が安定して収益事業を行っていただけるようにということで、当時、運営していただいた、るーぶる、今現在も運営していただいている、るーぶる愛知川と湖東三山館あいしょうの事業についてなど、収益が伴うような事業についての協議をしてきたということでございます。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。それでは、次の質問に入りたいと思います。本計画に掲げた数値目標や主要施策のほとんどに観光協会と関わっていると思うが、今後においてはどのように進めていくのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（阪本 崇君）** 愛荘町観光物産計画には、数値目標として、観光入込客数、観光消費額、観光客1人当たりの町内消費額、住民が観光地として町内に魅力を感じる割合を挙げてるとともに、それを達成するための主要施策を記載しております。本計画の数値目標達成において、一般社団法人愛荘町観光協会の果たす役割は大きいものと考えております。

また昨年、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更されたことにより、観光需要が回復傾向にあることや、2025年に大阪府で大阪・関西万博、滋賀県で国スポ・障スポが開催されることから、これまで以上に観光事業の推進を図っていくことが肝要でございます。

一般社団法人、愛荘町観光協会とは、計画に掲げる目標の達成に向けて相互補完的に連携を構築し、進めてまいりたいと考えております。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行いたいと思います。今ほどは答弁の中で、愛荘町観光協会の果たす役割は非常に大きなものと考えておると、これは何につながるかと。私の考えを言いますと、今、課長が申されたのは、町の発展は地域の観光協会だけやなし、各種団体なりボランティア組織なり、ほかの団体もあるかと思いますが、やはり行政が言われたような、地域なくしてまちの発展はない、私はそのように考えております。そういった中で、課長が申された愛荘町の観光協会とは、計画に掲げる目標の達成に向けて相互の補完的な連携を構築し進めてまいりたいと考えておると、このような考えは、次年度ももちろんでありますけれども、これから先のことも私は思っ意見として言わせてもらいますけれども、そういうような考えをあなた方らの課として、また執行部として、今、町長も副町長もおられますけれども、そういうような考え方を今後のまちづくりの一環として考えておられるのか、その点についての答弁を頂いておきます。

**○議長（村西作雄君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 今、課長申し上げましたとおり、愛荘町観光協会に関しまして相互補完的に連携を構築して進めているというようなことでございます。観光につきましては、愛荘町だけで終わらず、やはりその他の市町との連携等も必要になってこようかなというようなところでございます。そういった場合には、愛荘町、もちろん地元の観光協会なり各団体の方々と協力するというようなところは最低限のことではございますが、そのほかの方々、いろんな方々の意見も聞かせていただきながら進めてまいることも大切であるのかなと考えております。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再々質問を行います。今ほど政策監が申されるように、1点、政策監並びに課長にお尋ねをしておきます。あなた方らが、観光の町の振興について、いろんな計画また聞き取りというか、会議等の。そこであなた方ら、他の市町へ観光の一環として、どのようなことでどのようにやっておられるか。どういうやり方が町にとってはいいんだと、そういうことを聞きましたか、こ

の近隣の。私は、先だってから2回、3回となしに、近くであれば東近江市である、マーガレット、愛東町、これは道の駅と一貫であります。そこへ理事長である方も私、心安いので、何回か、「町の発展はどうであるのか」と、「あなたところの道の駅はどういう発端で今日までやっているんだ」と。あなた方、平成6年やで、あれオープンしたん、道の駅。そのときには、私もテープカットのとき寄せていただいたが、当時の町長というか、当時の町長の申されるには、「えらいお荷物を置いて去っていただいた」と、「これからこの町をどうしていったら、この荷物はなかなかおいねられん」というような発言をしはった、皆さんの前で。私もそのときには、まあこんな立派なもんを造ってお荷物というような言い方はあまりにも無責任過ぎると、どのようにやっていったら皆さんの答えに受け止めていけるんだろうというようなことを、私なりに思った記憶があります。

そういった中で、今現在、あいとうマーガレット、何でもか言いますけれども、年間の総売上げ7億ですよ。こういう企画を市から、小椋市長である市から指定管理料1銭ももうてませんよ。地域の団体並びに、強いて下で琵琶湖の縁までいうと能登川、上でいうと永源寺、そういうところ、野菜、米、能登川方面なり、上で言うと永源寺はキノコ、花はもちろんでありますけれども、夏はジェラート、ブドウ、メロン、そういうものを皆さんの力で発揮をして、今日が、竹中さん、あるんやと。今年の8月には、あれ何というか、八日市にできるのはちょっと名前、何とか言うねんな、コストコか。ごめんなさい、できると。そこには相当なにぎわいの人が集まると。強いては、町行政はその集まったお客さんを、できるだけ竜王方面、滋賀県内はもちろんでありますけれども、県外の方もあいとうのマーガレットへ流れてくる、お客は。市長の言われるのは、7億から10億近いまで頑張っていたきたいというようなことを言われていると。何としても頑張らなあかんのやということで、メロンだけで約1億どんだけ売ってるんです、あいとうメロン。ブドウが6,000万、ジェラートが約7,000万、夏ですよ、ジェラートいうたら、7,000万。それ以外の野菜、花、いろんなものを、やはり地元のみんなの力によって、東近江市愛東町、旧の愛東ですね、盛り上がってるんだと。純利益として、純利益ですよ、去年は、今年度ですね、約700万と、純利益ですよ。これだけ町の発展につなげるのは、よその方ではなかなか思いつきもできないだろうと、そのような熱心さを持ってやらしていただいているので、参考になるかならないか、竹中さん、愛荘町にも参考になれば幸いやと。

そこで申されるのは、今のインターチェンジですね、湖東三山、あそこからも何回か上がらしていただいておりますと、名神に向かって。あのような、こんな言い方をしては竹中さん申し訳ないけど、あの入りというか、車の止まってる状況下、またトイレもさせていただいたこともあると。あのようなところで、しかし行政そのものが、先ほど課長が言われるように、行政そのものもそういう奥の突っ込んだところまで、意見としてこういうような会議等々も持つてはるやろうと。私とこは月に1回、利用者、納めてる方ですな、月に1回のミーティングを、後のミーティングが大事やと、先のミーティングより、それをやっていただいているんやと。それに基づいて次のステップはどうであろうかと、こういうことでありますので、そういう件についても、課長並びに政策監、担当課はいろんな面で考えてやっておられるのか、その点についても伺っておきます。

**○議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（阪本 崇君）** 今ほど御質問うか、御意見等を踏まえていただきました。大変隣でございます、あいとうマーガレットについては車の出入りも多く、多くの売上げがあるということも知っております。その中で、あいしょう館についてでございますけども、日々ではございませんけども、現場のほうに行って状況を聞いたりとか、いろんなことはさせていただいてはいたんですけども、今、竹中議員おっしゃるようなミーティングというような、毎月開催するようなこと自身が実際のところできてなかったというのも現実でございます。そういった中で、今ほど御意見等も頂いている中で、もちろんその地域の施設なり、いろんなものを管理していくとかいろんなものを実行していくという部分につきましては、やっぱり地元の力というのは主体として動いていくものかなというふうに思っておりますので、今後につきましては、そういった地元の声とか地元の力というものを十分にお願ひしながら進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再々質問を行いたいと思います。課長、政策監にちょっとお尋ねしたいんですけれども、先だって当愛荘町の地元において、商工会さんなり観光協会が、町の発展のつながりを何としてもやっていきたいんだというようなお言葉も私はいただいております。そういった中で、駐車場だけでも400何台止めるところがなくて、駐車場止めるとどこどこかせえどこかせえというような

ことを言うてはったというのも聞きました。そこで、政策監並びに課長は、特に観光についてのあなた方らの役目という言い方おかしいですけども、役割として、町の発展につながることに、当日そこへ出向いているんな意見も、また目で確認しながらそういうことをやられたのであれば、その時の雰囲気というか、思いを聞かせていただきたい。来てなければ、来てないとはっきりと言っていたきたいと思いません。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 私につきましては、その日ちょっと所用がございまして、そのイベントには参加をしております。ただ、参加された方なり周りからお話を聞かせていただいて、非常に商工会、観光協会がタッグを組んでやられたイベントで、たくさんの方が来られたにぎわいのあるイベントであって、非常に良かったというようなことは聞いております。

以上です。

○議長（村西作雄君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど政策監が申されたとおり、それは用事があれば来られん、ほんで当たり前のことであります。私はそれを強くは言いませんけれども、あとの、先ほどからいうか、ミーティングいうのか、今後、今、大事な時期に携わっているわけでありまして。当初予算なり、いろんな委員会なり、いろんな大事な時に直面しておるわけでありまして。そういった中で、今ほど言われる、政策監が言われるそういうミーティングをいろんな方からも聞いたと、これ、もうこれ以上私は申し上げませんが、やはり観光についての意気込みがあったんではないかなと、そういう気持ちがなければ後のことまではなかったんではないかなと。今ほど聞いたり、いろんな観光のためにもと言うていただいて、ほいで結構であります。

それでは、次の5点目ですね。観光協会に対して補助金は支出しているのか、また支出をしているのであれば、その効果をどのように検証しているのかをお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 一般社団法人愛荘町観光協会には、観光関係振興対策事業補助金として、例年、補助金を支出しております。令和5年度、1,523万6,000円の補助金を支出しております。

一般社団法人愛荘町観光協会が行っていただいている事業として、中山道宿場まつり、中山道愛知川塾のれんアート、愛荘町ふるさと体験塾等があります。特に4年ぶりに開催された中山道宿場まつりでは4,000人を超える来場があったとの報告を受けていることから、町のにぎわい創出に効果があったと捉えております。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行います。今ほど答弁では1,523万6,000円と言われました。それだけ期待を込めて、たいまな補助金を支出をなされておると。そういう中で、中山道の宿場祭り、愛知川ののれんアート、ふるさと体験塾等があり、4年ぶりですな、コロナの関係で。4,000人から超える来場者が見えて相当なにぎわいがあったと、今、答弁では言われております。それだけ、町の発展のために、観光協会なり、商工会も一部ありますけれども、各種団体もありますけれども、これだけ町のためににぎわいを持って、住民の町民の方々にも何としても応援をしていただきたいと、そういう気持ちを私はなかったかなと、このように思わせていただいております。そういう中で、協会なり、いろんな方々のやる気、また、たいまな支出を頂いておると、これには何としても町の発展のために頑張っていないかなくてはならないというようなことを、私はこういう気持ちがあればこそ、愛荘町のまちづくりにつながるのではないかなと、このように思わせていただいております。

それでは、次の質問に、もう時間もありませんので入らしていただきたいと思えます。ふるさと納税について。愛荘町ふるさと納税について質問をいたします。

本町のふるさと納税について、令和4年度決算では対前年度比17.9%増の8,248万2,000円であり、寄付金額は過去最高であるとお聞きしております。しかし一方では、滋賀県内の2023年ふるさと納税額を見ていると、愛荘町は県内19市町のうち17番目であります。とても高額な給付金とは言えない状況下にあります。近隣では、豊郷町が県内8番目で、納税額約4億6,000万円、竜王町でも県内14番目で納税額2億1,000万円であります。やはりこの額に満足することなく、新たな施策、取組が重要になってくると思えます。

そこで、担当課長に何点かお尋ねいたします。政策監にも聞く場合があるかと思えますけど、よろしいかな。

令和5年度の納税額の見込みはどれほどを想定しているのか、お尋ねいたします。

**○議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

○**商工観光課長（阪本 崇君）** 令和5年度のふるさと納税による寄付金額は約8,400万円を見込んでおります。

○**議長（村西作雄君）** 12番、竹中君。

○**12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。もう2点目に入ります。県内の納税額から見て、本町の納税額に対してどのような評価、検証をしているのかお尋ねします。

○**議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

○**商工観光課長（阪本 崇君）** 県内19市町の令和4年度の平均寄付額は約6億5,000万円ですが、当町の令和4年度寄付金額は8,247万2,000円と下回っている状況です。他の自治体の多くは、ふるさと納税に係る事務の代行や寄付金額の増加のサポートを担う中間事業者のノウハウを活用し、共に運営されています。また、サイト数の拡充や広告宣伝を早期から取り組んでおられることから、寄付金額の獲得につながっていると考えています。

当町においては、中間事業者を令和5年8月に導入いたしました。それまで返礼品の受発注やサイト編集など直営で運営していたことから、サイトの返礼品画像の見栄えや寄付者へのサービスが他の自治体に比べ遅れていたことが、現在の寄付金額になっていると分析しております。

○**議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

○**12番（竹中秀夫君）** 令和4年度が過去最高額とのことであるが、現在まで伸び悩んだ要因は何であると考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○**議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

○**商工観光課長（阪本 崇君）** 先ほどの答弁で述べさせていただいたように、ふるさと納税サイトの数や広告宣伝などの要因が挙げられますが、特に中間事業者の導入が遅かったことが大きな要因であったかと考えております。

当町は、令和5年8月までふるさと納税を直営で運営し、返礼品の受発注や事業者への生産、サイトの編集、受領証明書の発行などの事務を町職員で行っていたことから、魅力的な返礼品画像の作成や新規返礼品の開拓、寄付者サービスの向上において他の自治体に比べ遅れている状況にあります。

そこで、ふるさと納税に係る事務の代行及び寄付金額同額のサポートを担う中間事業者を令和5年8月に導入し、順次、既存返礼品のブラッシュアップや寄付者への丁寧なサービスなど、寄付金額の向上を目指して進めているところでございます。

○議長（村西作雄君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどの答弁でありますと、できるだけ次年度に向けて、今後にも向けて、より一層、次の私の、次というか次回になるか分かりませんが、一般質問がないようにしていただければ幸いかなと、このように思っております。

そこで、もう時間がありませんので、4点目にして、新たな施策、取組、魅力的な返礼品についての今後の方針についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 現在、返礼品の拡充のため、ふるさと納税で人気のカテゴリーである、肉や果物、菓子のほか、家具など魅力的な新規返礼品の追加に向けて、中間事業者とともに町内事業者の訪問を実施しております。

次に、中間事業者の導入により、ふるさと納税サイトの管理が容易になったことから、サイトの追加を実施し、多くの方に見ていただくことで寄付者の獲得につなげてまいります。

また、寄付したくなるような返礼品画像や文書作成、検索対策など、寄付者を引きつける対策や、当町に繰り返し寄付いただけるよう寄付者に対して愛荘町をPRするダイレクトメールの送付も引き続き行っていきたいと思っております。

以上の取組や施策を実施することで、当町の魅力を発信するとともに、返礼品の拡充や寄付後のサポートまで総合的に底上げすることで、ふるさと納税の寄付額の増額に努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 12番、竹中君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。大変申し訳なく、再質問を何点かしたかったんですけども、もう時間のやっぱり制限がありますので、より一層、観光振興課はもちろんでありますけれども、町の発展のために尽くしていただきたいなと思って、私のここで一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） これで一般質問を終わります。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を13時15分といたします。

休憩 午後0時24分

再開 午後1時15分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎同意第1号～同意第3号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 日程第2 同意第1号から日程第4 同意第3号の愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（有村国知君） それでは、同意第1号から同意第3号について説明をさせていただきます。

議案書1ページ同意第1号から3ページ同意第3号の議案は、愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任要件としては、地方税法第423条第3項及び愛荘町固定資産評価審査委員会条例の規定により、3名の委員で構成し、その任期を3年と定めており、現委員が本年3月31日で現任期が満了となりますので、次期委員の選任について同意をお願いするものです。

1ページ、同意第1号について、福原由弘氏、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。現在、同委員会委員長を務めていただき、7期目の再任をお願いします。

2ページ、同意第2号について、前川豊美氏、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。現在、同委員会の委員長職務代理者であり、7期目の再任をお願いするものです。

3ページ、同意第3号について、西村繁久氏、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。6期目の再任をお願いするものでございます。

いずれの委員におきましても、人格が高潔で、固定資産の評価について、専門的識見を有しておられ適任と考えております。また、地域バランスも考慮しておりますので、同意につきましてよろしくお願いを申し上げます。

なお、委員の任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村西作雄君） 本案は、愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認め、質疑討論を省略します。

なお、同意第1号、同意第2号、同意第3号の採決は、それぞれ行います。

初めに、同意第1号を採決します。

本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第2号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

最後に、同意第3号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 日程第5 同意第4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（有村国知君） それでは、同意第4号について説明をさせていただきます。

同意第4号議案は、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現委員の杉本榮子氏が令和6年3月31日で任期が満了することから、再任をお願いするもので、地方公務員法第9条の2、第2項及び愛荘町公平委員会設置条例に基づき、町長が議会の同意を得て選任することからお願いするものです。住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

杉本榮子氏は愛荘町職員として勤務され、人格高潔で地方自治や人事行政などに識見を有しておられ、適任と考えております。

任期は令和6年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

何とぞ、御同意を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 本案は、愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより、同意第4号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** ありがとうございます。起立全員であります。

よって、同意第4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

### ◎同意第5号の上程、説明、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第6 同意第5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（有村国知君）** それでは、提案させていただきました同意第5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

この度、現委員の松浦延代氏が令和6年3月28日をもって任期が満了することから、新たに木津千里氏をお願いするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することからお願いするものです。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

木津千里氏は、人格が高潔で教育に対する意識が高く、地域における人望も厚く、現在はお寺のお仕事や家事を中心に従事されています。専修学校等教員資格、僧侶資格、医療事務資格及び書道師範を取得されるなど、今後も多岐にわたり御活躍が期待されます。特に教育には御関心をお持ちいただき、現在、愛知川幼稚園ボランティアとして熱心に御協力いただくなど、今後も子供を持つ保護者の立場から御意見が頂戴できるものと存じます。なお、教育委員の任命については、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにしなければならぬと規定されており、現委員の構成や地域性からも均衡が取れており、適任であります。

任期は令和6年3月29日から令和10年3月28日までの4年間となります。

何とぞ御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** 本案は、愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認め、質疑討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** ありがとうございます。起立全員であります。

よって、同意第5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第7 議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例及び愛荘

町行政組織条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、条例説明資料のほうをお願いいたします。1ページでございます。

改正をする理由でございますけれども、役場庁舎統合に伴い、現在は住民課配下にある秦荘サービス室が令和6年4月1日から格上げとなり、課と同等となることから、愛荘町行政組織条例の一部を改正するものでございます。また、現在の行政運営状況に鑑み、愛荘町職員の給与に関する条例について所要の整備を行うものでございます。

条例の要旨でございます。

まず1番目、愛荘町職員の給与に関する条例。級別職務分類表中に参事の職務についての記載を追加する。

2つ目、愛荘町行政組織条例。住民課の事務分掌から秦荘サービス室に関する業務について削り、秦荘サービス室を課として加え、事務分掌を記載するほか、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては令和6年4月1日からとなっております。

2ページから4ページが新旧対照表となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江です。これは今、説明もありましたように、庁舎が統合になり、そして秦荘のほうは支所になる、庁舎が支所になるということでこのような条例改正が提案されたものですので、それに関わって質疑をさせていただきます。

秦荘庁舎、今の庁舎では、今ちょうど申告で、愛知川には移りましたけど、秦荘庁舎のほうも申告相談、この前、間やっておられまして、そしてまた期日前投票なども秦荘、愛知川でやっておられます。そして、あともう1つは健診事業、健診の特定健診などの健診も秦荘のほうでやっておられますが、支所になるとこれがどうなるのか、同じようにやっていただけるのかということについて、答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

秦荘支所といいますのは9月頃に予定をさせていただいてるんですけども、今回の改正につきましては4月からサービスのほうが拡充するということで、課の格上げという条例の改正となってございます。よろしくお願ひしたいと思います。

御質問の件なんですけれども、支所になった場合につきましても同等の対応をさせていただきたいというふうに考えております。確定申告もそうですけれども、秦荘保健センターにつきましても今の愛知川保健センターのほうに統合されるということになりますけれども、今、現の秦荘の保健センターのほうで対応させていただくというところで現在検討をさせていただいているところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。この前いただきました支所取扱い事務一覧というのを見させていただきまして、いろいろ分野が分かれています、秦荘支所のみで業務が完結するものと、次が秦荘支所で書類の内容を審査、確認し受け付できるもの、これが2番ですよ。それで次が、本町対応預かり可と、秦荘で書類の預かりだけができるというのと、もう4番が、本町の対応、本庁しかできないというのとありますけど、②、③、④の場合ですけれども、だから秦荘支所で事務が完結するもの以外ですわね、これは町民の人が庁舎に来て、それから一度書類を預からしてもらって、再度来てください、出直してくださいということに、4番の場合は、それは庁舎に行ってくださいということになりますわね。②、③ですわね、②、③の場合ですわね、それ出直してくださいということになってしまうのかどうかということについて、お答えをお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 今、御質問いただきました事務取扱でございますが、役場の業務といたしまして、申請を頂きまして即日にお渡しができるもの、それから申請を頂きまして届けていただきまして、事務処理上、審査等を踏まえて、後日、住民様にお返しをするもの等々の業務がいろいろございますので、基本的に支所対応可能ということで窓口で全て完結するものは、基本、支所でも全て対応できるということで整理をさせていただいております、で、それ以外の先ほどおっしゃっていただきました2番なり3番の業務というのは、基本的に申請を頂いてから、これは本庁舎でも同じでございます。即日お渡しではなく、審査等を踏まえてお渡しをさせていただく業務になりますので、そういった業務につき

ましては本庁舎のほうへ行ってくださいとかいうようなことではなしに、窓口でしっかりと対応させていただきたいというふうに考えております。

**○議長（村西作雄君）** 瀧議員に申し上げます。ただいまの質問については、愛荘町支所設置条例の議案が議案第3号にありますので、そこでの質疑でお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 外川です。1点だけ質問させていただきます。この本条例の一部を改正することが、この時期におおむね決定するということは、この庁舎の一本化がほぼ決まったという見方がするのと同様だと思います。そこで、これまでずっといろいろ議論してきた点等々を踏まえて、簡単にちょっと1点だけ質問したい。公共施設の総合計画とか個別計画、これを進めてきた過程で、庁舎の集約ですか、統合は避けては通れない。どっちが先になるか分からんけどね。もしこの計画と庁舎の計画が時期が違えば、また違った形で議論が進んだんであろうと思います。そのような状況の中で、1庁舎への集約を行うときは、いつも言ってんですけど、行政、議会、町民で協議を行うと、古い資料ですが、それは記載しております。また逆に、こういうような大事なやつは記載されなくても、やっぱり住民の方と議会と3者が話し合っ、そして対話を通じて了解していく、そして心を1つにして1庁舎へ統合できるような形を取れば一番いいんですが、この3者の協議、これは今までの一般質問、そして全協において私、何回か聞いております。ただ、再三にわたってお伺いしてるんですが、具体的にはなぜやらなかったというような回答をもらっておりません。この時期が、もうこれ次、決まってしまったら次、出せないです、この質問は。だから今回あえて町長に、なぜこの3者による協議が行われなかったのか、そこを教えてください。

**○議長（村西作雄君）** 外川議員に申し上げます。本件、その質問につきましても、議案第2号で役場庁舎統合に伴う関係条例の整備や設置条例がありますので、そこでの質疑をお願いしたいと思います。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時46分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） ただいま議案第1号についての質疑を受けましたが、ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑はないようですので、本件につき、お諮りします。

愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号については総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例につきましては総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号・議案第3号の上程、説明、質疑

○議長（村西作雄君） 日程第8 議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例と日程第9 議案第3号 愛荘町支所設置条例を一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中西 功君） それでは、議案第2号並びに議案第3号につきまして御説明をいたします。議案書で御説明をいたしますので、議案書のまず8ページをお開きを願います。

議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例、上記の議案を提出するものでございます。

内容について御説明をいたします。

本条例の第1条におきましては、愛荘町役場の位置を定める条例の一部改正を行うものでございまして、第1条に、愛荘町役場の位置を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条を削り、第1条の見出し及び条名を削るとするものでございます。

次の第2条は、愛荘町公告式条例の一部改正によるものでございまして、愛荘町公

告式条例の一部を次のように改正するとありまして、別表中「愛荘町役場愛知川庁舎  
掲示場」を「愛荘町役場掲示場」に、「愛荘町役場秦荘庁舎掲示場」を「愛荘町役場秦  
荘支所掲示場」に改めるものでございます。

続いて第3条は、愛荘町防災行政無線施設条例の一部改正でございまして、愛荘町  
防災行政無線施設条例の一部を次のように改正する。第3条第1号中「愛荘町役場愛  
知川庁舎」を「愛荘町役場」に改めるというものでございます。

続いて第4条は、愛荘町保健センター条例の一部改正によるものでございまして、  
愛荘町保健センター条例の一部を次のように改正する。第2条の表を次のように改め  
るとしてありまして、続いての9ページでありますけれども、名称、愛荘町立保健セ  
ンター、位置、愛荘町愛知川72番地と定めるものでございます。

続いて第5条は、愛荘町行政組織条例の一部改正に伴うものでございまして、愛荘  
町行政組織条例の一部を次のように改正する。第1条の見出しおよび同条各号列記以  
外の部分中「および室」を削り、同条第13号を削る。第2条の見出しおよび同条各  
号列記以外の部分中「および室」を削り、同条第13号を削るというものでございま  
す。

付則で施行の期日を定めてありまして、規則で定める日から施行するとしておりま  
す。

続きまして、10ページをお開き願います。

議案第3号 愛荘町支所設置条例、上記の議案を提出するものでございます。

内容について御説明をいたします。

第1条、設置といたしまして、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、町長  
の権限に属する事務を分掌させるため、この条例の定めるところにより支所を設置す  
るものでございます。

第2条では、名称、位置及び所管区域を定めてありまして、支所の名称、位置及び  
所管区域は次のとおりとする。名称、秦荘支所。位置、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子8  
25番地。所管区域、合併前の秦荘町の区域としております。

第3条は委任の条項でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に  
定めるとしております。

付則で施行日を定めてありまして、規則で定める日から施行するとしております。

以上、御説明といたします。御審議よろしくお願いたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例と議案第3号 愛荘町支所設置条例を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例と議案第3号 愛荘町支所設置条例を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議案第4号・議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第10 議案第4号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と日程第11 議案第5号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 議案第4号 愛荘町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、条例の説明資料の12ページをお願いいたします。

改正する理由でございますけれども、愛荘町職員の給与に関する条例を令和5年12月に改正したことを受け、愛荘町会計年度任用職員についても同様の改正を行うものでございます。また、地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことから、勤勉手当について追記するものでございます。

条例の要旨でございます。給料表の改正を行うものと、勤勉手当の支給について追記するものでございます。

施行日については令和6年4月1日からとなっております。

13ページから19ページが新旧対照表となっております。

続きまして、議案第5号でございます。議案書の16ページをお願いいたします。

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、条例説明のほうで説明させていただきます。

改正する理由でございます。愛荘町会計年度任用職員の給与及び費用の弁償に関する条例の一部を改正し、令和6年度から勤勉手当を支給することから、愛荘町職員の育児休業等に関する条例にある勤勉手当の記載についても改正するものでございます。

条例の要旨でございます。第7条第2項に記載の勤勉手当について、会計年度任用職員を除くという部分を削除するものでございます。

施行日につきましては令和6年4月1日からでございます。21ページが新旧対照表となっております。

よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。質疑を行います。会計年度任用職員についての条例についてですが、昨年この件について、昨年12月議会で追加議案として提案がされて、一般職について4.5月分になるようにとの提案がされています。それで、同時に私たち議員も特別職が3.4月、これも0.1月分増やして特別職が3.4月分の支給ということが、12月の追加議案、最終日に提案されていますので、12月1日に遡って支給するという条例でした。それに合わせて、私たち議員も引き上げられているということになります。そこで今回、会計年度任用職員のところ、来年度の6月、12月期においての一般職と同様に行うという提案がされているわけです。しかし、このフルタイム、会計年度任用職員フルタイムが14人おられます。フルタイムというのは、正規職員に通じるというか、勤務日数は変わりますが、時間的には1日勤務をするという方が14名、パートタイムは、教えていただいたら207人はいるけれども、一応この契約更新をするということにおいて、この条例改正によって対象となるのは186人と聞いてるわけです。私は、私たち議員も昨年12月1日に遡及して受け取っているというところから見ると、せめてフルタイムの方は支給すべきではないかと、今年度3月31日まではフルタイムで勤務するというところで、支払えない理由がどこにあるのかお答え願いたいと思います。

○議長（村西作雄君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） ただいまの辰己議員の御質問にお答えさせていただきます。辰己議員おっしゃっておられますフルタイムの会計年度任用職員につきましては、今、議員おっしゃっていただいたように、当町の取扱いとしましては正規職員の代替職員としての位置づけとして、代替というか、正規職員が不足というか、いろいろな育児休暇とか取っておられる方の手だてとして採用させていただいているものでございます。そうした中で、このフルタイムにつきましても会計年度任用制度に基づいて実施しておりますので、1年の雇用という部分での雇用の勤務条件の通知を取り交わした上で実施をしておりますので、その部分の当初の雇用の条件通知書において期末手当は支給すると、それ以外の賃金等のベースアップ等につきましては記載等はしておりませんので、その条件を1年間お互いが守っていくという部分での内容となっておりますので、その点につきまして今回も踏まえて、今回、来年の4月以降について、その分も含めながら対応をしていきたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 会計年度1年限り、6か月、1年、そういうもので区切られてはいるんです。では、この一覧表は何を意味をするのか、継続したものについての号級表という、号級表という言い方がいいのかな、であると思うんですよ。じゃあ、継続して雇う号給表も作られている、上げていくんだということでしょう、継続した人は。じゃあ、条件が私は一般職、答弁でも正規職員の代替というか、そういう言い方がなされたので、であるならば私は、まだ年度末ですから、昨年12月1日に遡って支給すればいいという考えなんです。この考え方そもそもが、私の考え方そもそもが間違っているのかどうか。適用とか、今ちょっとこの条例改正の適用とかいう意味じゃなくて、そのフルタイムの人をどのように評価するのかという、こういう号級表も併せて町長がどのように評価をされるのかということになると思う。そういう点で答弁をもう一度お願いします。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 会計年度任用職員の方への勤勉手当の支給について、国のほうからルールが出ておりますので、それについて御説明をさせていただきます。令和5年6月9日付けで総務省から各地方公共団体に通知が出されておまして、この中で令和6年4月1日から適用される法の改正についての記述がありまして、パート

タイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となり、6年4月1日から施行されるということでございますので、まずパートタイムの職員さんについては6年4月からの支給とさせていただくというものでございます。それから、フルタイムの会計年度任用職員の方につきましては、従前の法律の中では支給をできないというふうには書いてはおらなかったわけですが、これも全国的なものの国からの通知といたしまして、勤勉手当は支給しないということの基本としておるということで、これも国から各地方公共団体に対して、マニュアルという形ではございますけれども、そのような統一的な方針が示されております。今回、今ほど申し上げました国の通知の中で、令和6年度からフルタイムの会計年度任用職員についても対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであるというような通知が出されておりますので、これに伴いまして、令和6年度からフルタイムの方もパートタイムの方も勤勉手当を支給させていただくという方針で上程をさせていただいております。なお、評定といいましょうか、人事評価につきましては、会計年度任用職員さんに全て人事評価をさせていただいて、その上での支給という形に、これまでも一部の専門的な知見、知識を有される、あるいは資格を有される方については実施をしておりましたが、事務補助的な方も含めて全ての会計年度任用職員さんに対して評価をさせていただいて、その上で支給決定をさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** ざっくりちょっと今の答弁の解釈をすると、フルタイムについては、いうたら明確な通知がなかったと、要するに法の不備であるという言い方が、総務省は国会でもそういう言い方をしてるんです。要するに、自治法上の不整備であったという言い方で、今、副町長が答弁したフルタイムについての扱い、それがそういうことを言ってるんだと思う。でも、通達、今5月、もう一遍10月にも通達を出してるという、ちょっと私が読んだもんには書いてあるんですよ。だから、正規職員、一般職員に準ずるよという解釈ができて、国会でその総務省に委員会で聞いてるわけですよ。だから、準ずるよということを私は、そこをもって今、フルタイムに対する扱いを12月1日に遡ったらどうだということを提案してるんです。じゃあ、その10月の通知やらは全然知られてないということですか。

**○議長（村西作雄君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** 申し訳ありません。今、10月の通知、手元に持っておらないので詳細がちょっとお答えできないところがあるんですが、勤勉手当の支給について、今ほど申しあげました総務省のマニュアルでどう示されていたかということにつきましては、特に勤勉手当については各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とすべきものというふうに整理をされていまして、これまでフルタイムの方についても、全国的に勤勉手当は出されていなかったものというふうに承知をしております、今回その国のマニュアル的なものが改められて、6年度からフルタイムの方にも勤勉手当を支給しようということですので、当町においてもそのようにさせていただくというものでございます。

**○議長（村西作雄君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 今、副町長が言ったように、5月通達がそういう感じの解釈であるんですが、要するに私が言いたいのは、要するに国会の質疑の中で一般職員に準ずるというところを僕がものすごくこう受け止めてるわけで、だから今、政策的判断というか、各自治体、地方行政において判断をなしうるという解釈があるんやけども、僕なりの全部解釈なんやけど、丁寧に今言えないから、中身が。だから、個別に対応してもいいんじゃないかというのを僕の提案なんですよ。それはもう、今まで各市町に、全国的に見てそれに合わせて動いているという答弁だと思うので、それ以上は引き出すことはできないだろうというふうに思っているんです。当然、そちらは4月1日の6年度の実施でいいという解釈をしているわけで、自分はその解釈のあったとしても、14人に対しては適用を遡及すればいいんじゃないかという提案であって、当然そこに乖離はせざるを得ないんだけど、その考え方を変えてもらう努力を今してるわけです。そういうことです。

**○議長（村西作雄君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** お答えをさせていただきます。令和5年度については遡及適用という形でない条例改正をお願いをさせていただいております。令和6年度以降の取扱いでございますけれども、人事院勧告等がありまして、その給与にベースアップ等が、あるいは期末勤勉手当の支給月数の改正がありましたときには、通常、一般職員ですと4月に遡ってということで、先ほど辰己議員からの御紹介もあったとおりです。特別職についてもそのように遡っているのが通例でございます。会計年度任用職員におきましても、令和6年度からは年度途中でそういう改定がありましたら4月

に遡っての適用という形で考えてございますので、令和6年度からの対応ということで今、させていただくというものでございます。よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なし。これで質疑を終わります。

議案第4号、議案第5号の討論及び採決はそれぞれ行います。これより議案第4号の討論に入ります。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第4号について賛成を行います。

ただ、今言いましたように、やはり会計年度任用職員、答弁でもあったように正規職員の代替といいますか、カバーをしてもらう、それにおいてフルタイムで勤務をお願いせざるを得ない、こういうのが実態です。こうした中で、やはり職員の待遇を保障するという手だては、私は遡及をしてでもをするというのが本庁の在り方。今日の新聞にも、ジェンダー問題で男性が100としたときに70%だと思う、女性は。1面に大きく報道されていまして。こうした条件を解消していくためにも、私は遡及があつていいというふうに考えています。だからといって、この主張をしたからといって、この条例を、やはり会計年度任用職員の皆さんの処遇改善に当たるわけですから、賛成をさせていただきます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第4号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例は、原案のとおり可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第5号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑

**○議長（村西作雄君）** 日程第12 議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、条例説明資料の22ページをお願いいたします。22ページでございます。

改正する理由でございます。国民健康保険制度は、平成30年度以降、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととされ、滋賀県内の市町の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等を滋賀県が支払い、県全体に交付される公費や市町からの納付金はその財源に充てられています。また、県において令和9年度での県下保険料（税）水準の統一化を目標とされております。今般、令和6年度からの国民健康保険税の税率について、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対し諮問し、滋賀県

から示された令和6年度における納付金の決定額を基に示された答申に基づき税率の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございます。今回の改正は、後期高齢者支援金分（支援分）及び介護納付金分（介護分）の所得割税率は据え置き、基礎課税分（医療分）の所得割税率と均等割額、後期高齢者支援金分（支援分）均等割額及び全ての平等割額を引き上げ、介護納付金分（介護分）の均等割額を引き下げた。今後、滋賀県保険料（税）率統一化に向けた税率の検討も踏まえ、県が示した標準保険料率に近づけた税率に見直すものでございます。

表の中を御覧いただきたいと思えます。基礎課税分（医療分）ということで、関係条項でございます。第3条1項につきましては所得割でございます、0.2%の引上げで、改正後については6.11%。第5条におきましては、均等割（1人当たり）ということで、1,000円の引上げということで、改正後は2万4,000円。第5条の2第1号につきましては、平等割（1世帯当たり）特定世帯以外の世帯1,000円引き上げまして1万8,000円。第5条の2第2号、平等割（1世帯当たり）の特定世帯（平等割の2分の1）9,000円。第5条の2第3号、平等割（1世帯当たり）の特定継続世帯（平等割の4分の3）については、改正後1万3,500円とするものでございます。

次ページ、23ページでございます。後期高齢者支援分といたしまして、関係条例で第6条で、所得割、据置きまして2.53%。第7条の2で、均等割（1人当たり）で500円の引上げで1万円。第7条の3第1号で、平等割（1世帯当たり）で、特定世帯以外の世帯1,000円引上げで8,000円。第7条の3第2号で、平等割（1世帯当たり）の特定世帯（平等割の2分の1）で4,000円。第7条の3第3号で、平等割（1世帯当たり）の特定継続世帯の（平等割の4分の3）で5,250円の改正となっております。あと、介護納付金分につきましては、第8条で、所得割、据置きまして2.11%。第9条の2で、均等割（1人当たり）で1,000円引下げさせていただいて1万1,000円。第9条の3につきましては、平等割（1世帯当たり）で1,000円の引上げで、改正後6,000円とさせていただくものでございます。

次の下の第21条の国民健康保険税の減額ということでございまして、改正内容については、第1項（7・5・2割軽減）及び第2項（未就学児の軽減）の額を変更するもので、基礎課税分といたしまして、まず医療分といたしまして、軽減する額につ

いては、以下の表のとおりでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。下の表でございまして、こちらのほうは、後期高齢者の支援金等の課税額、減額する額ということで改正につきましては下の表でございまして。

次、25ページでございます。これも下の表でございましてけれども、介護納付金課税額ということで、軽減する額につきましては次の表とさせていただいているところでございます。

最後、26ページをお願いいたします。改正付則関係ということで、施行期日については、この条例は令和6年4月1日から施行するもので、適用区分につきましては、改正後の新条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用させていただいて、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己です。当然、委員会に入っているのが委員会という考えもあるわけですが、ここで確認しておきたいのは、令和3年度の均等割総額は令和2年度と比べて被保険者数が40人減っている中で均等割額が500万円増額になってるんです。まず、その説明を1つ。

そして、令和3年度の平等割総額は、令和2年度と比べて世帯数は同じなんですけど、減ってる、減額になってるんです。その要因が何か。それで、その中で特に均等割と平等割を見ってみました。均等割総額と平等割総額との比率を見ますと、元年と2年度は、均等割総額に対して平等割総額が5割強であったんですが、3年度からは42%ぐらいで、3、4、5かな。推移してるんです。それはなぜなのかということをお聞きしたい。

それで、非常にここが一番大事で、標準保険料に寄せるためになぜ均等割が増えていくのかということに対して、そこが非常に調べていて気になるところで、その以上の点について答弁を頂きます。

**○議長（村西作雄君）** 税務課長。

**○税務課長（藤澤雅史君）** お答えいたします。

まず、均等割、平等割と所得割ですけれども、それぞれ全体に対しまして賦課割合というものが決められています。所得割が50%、均等割が35%、平等割15%というその賦課割合がある中で、全体として計算をすると、その割合に基づいて保険税率を算定することにより、平等割の引上げや均等割の引上げ、そういったところになってくるものでございます。

令和3年と2年とかそういったところの比較になるということですが、その点につきましても、その年度の中で、所得状況によりまして所得割の率と、あと均等割、平等割とそれぞれの賦課割合を一定に保つために、全体としてシミュレーションをした結果で税率を決定しているということから、こういった結果になるものでございます。

**○13番（辰己 保君）** もう1つ、均等割が増えていっていくというのは、その賦課割合だけで説明がつくのかなど。

**○議長（村西作雄君）** 税務課長。

**○税務課長（藤澤雅史君）** 均等割が増えていくということも、その賦課割合の中で決定になります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑

**○議長（村西作雄君）** 日程第13 議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の34ページをお開きください。34ページで御説明させていただきます。

改正の理由でございます。国民健康保険の被保険者の負担を軽減するため、特定健康診査の個人負担金を無料とすることから、所要の改正を行うものです。

改正の趣旨でございます。国民健康保険は、少子高齢化や社会保険制度の見直し等による被保険者の減少、医療費の高騰、保険料（税）の水準の統一化等により、保険料（税）の負担が増加することから、被保険者の負担軽減を行うため、令和6年度から国民健康保険特定健康診査に係る個人負担金（500円）を無料とするものでございます。

この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

35ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

## ◎議案第8号の上程、説明、質疑

**○議長（村西作雄君）** 日程第14 議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 議案書の20ページをお開きください。議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の36ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。介護保険法第117条の規定により、介護保険計画を3年に一度見直すこととなっており、令和6年度から令和8年度中の計画は第9期介護保険事業計画となります。この第9期介護保険事業計画に基づき、第9期期間中の介護保険料については標準額を月額5,800円から5,900円へと改定を行うものでございます。

改正の趣旨でございますが、愛荘町介護保険条例第9条の保険料率について、令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を第1号被保険者の区分に応じて定めるものでございます。

改正後の条例は令和6年4月1日から施行するものです。

37ページから40ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。介護保険条例の中で介護保険料を決めていくという点で非常に大事なところかなと思っているのが、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金ということで、自己点検で自己評価で何点を出しているのか、わが町は。こうしたものが、結果として、これはあまり良くないんですが、いずれにしても自己評価が何点にしているのかお聞きします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。すいません。今ほど申された各種事業につきまして、手持ちの資料がございませんので、委員会等で御説明させていただけたらと思います。申し訳ございません。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託したいと思いません。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第15 議案第9号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） それでは、議案第9号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案書のほう22ページをお願いいたします。

議案第9号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、上記を議案として提出するものでございます。

説明資料のほう、41ページのほうをお願いをいたします。

本件は、愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の理由といたしましては、消防団員等が消防作業等に従事し、死亡、負傷、疾病に係る等した場合の損害補償額について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従い、本条例において定めることとしておりますが、今般、国において当該政令が改正されたことを受け、補償基礎額についてそれぞれ所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨につきましては、条例第5条2項第2号の文中の「8,900円」を「9,100円」に改めるとともに、別表第1補償基礎額表を改めるものでございます。

施行期日につきましては令和6年4月1日から施行適用するものでございます。

42ページ、43ページにつきましては、新旧対照表となっております。  
御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。  
これより議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君  
の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第9号 愛荘町消防団員  
等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。再開を14時50分といたします。  
休憩 午後2時33分  
再開 午後2時50分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第16 議案第10号 令和5年度愛荘町一般会計補正  
予算（第10号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、補正予算書の1ページをお願いをいたしま  
す。補正予算書の1ページで御説明させていただきます。

議案第10号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めると  
ころによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,331万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億4,746万7,000円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加変更廃止は、第3表 債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表 地方債の補正によるものでございます。

上記の議案を提出するものでございます。

次ページをお願いいたします。

3月補正につきましては、歳入歳出とも事業等の実績見込みによる増減が主な理由となっております。特に歳入の実績見込みの主な理由につきましては、税や料などの収入実績、交付金では県全体の収入決算見込みによるもの。国・県補助金につきましては交付決定等による増減額、各種負担金や使用料なども実績見込みによる増減額が主な理由でございます。また、歳出の実績見込みの主な理由につきましては、会計年度任用職員による採用実績による減が主です。そして、報償費や手数料、需用費などの事業を進めていく中での執行残、委託料や工事費等については入札執行などによる残、補助金や負担金については精算による残などが主な理由となっております。そのほか、電気代の高騰による光熱水費の増減も主な理由となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2ページから御説明をさせていただきます。

収入でございます。1款町税2項町民税、補正予算額が2,877万3,000円の追加。その下、2項固定資産税4,367万4,000円の追加。3項軽自動車税273万5,000円の追加。

4款町たばこ税で1,000万の追加となっております。

その下、2款地方贈与税で1款地方揮発油譲与税で76万3,000円の減額。2項自動車重量譲与税で411万3,000円の増。

次、3款1項の利子割交付金で63万9,000円の減。

その下、4款1項配当割交付金で319万1,000円の減。

5款1項株式等譲与所得割交付金で612万8,000円の増。

6款1項で法人事業税交付金で307万8,000円の減。

7款1項地方消費税交付金で1,602万6,000円の減。

8款1項環境性能割交付金で503万4,000円の増。

9款1項地方特別交付金で37万5,000円の追加。

10款1項地方交付税で6,542万2,000円の増。

11款1項交通安全対策特別交付金で28万8,000円の減。

12款分担金及び負担金2項の負担金で358万2,000円の減。

13款使用料及び手数料で1項使用料277万6,000円の減。

次に14款で国庫支出金で1項国庫負担金152万2,000円の増。2項国庫補助金で4,889万3,000円の減。

その下、15款で県支出金1項県負担金463万6,000円の減。2項で県補助金2,793万3,000円の減。3項で委託金624万6,000円の減。

16款財産収入1項財産運用収入で30万5,000円の増。2項で財産売払い収入で34万2,000円の増。

17款1項寄付金で319万9,000円となっております。

次ページをお願いをいたします。18款繰入金で1項特別会計繰入金で214万8,000円の増。

2款基金繰入金で7億6,189万4,000円の減。

19款1項繰越金で4億3万7,000円の追加。

20款諸収入で1項遅延金加算金及び過料で120万の減。3項の貸付金元利収入で17万円の増。4項の受託事業収入で508万8,000円の減。5項で雑入といたしまして425万7,000円の減。

21款1項町債で7,780万円の減。

22款1項自動車取得税交付金で99万5,000円の増となっております。

歳入合計で3億9,331万8,000円の減となっております。

続きまして歳出のほうでございます。1款1項議会費で80万円の減。2項総務費で1項総務管理費で1億43万2,000円の減。2項徴税費で17万4,000円の

減。3項で戸籍住民基本台帳費で162万7,000円の減。4項選挙費で598万3,000円の減。5項で統計調査費20万6,000円の減。

3款民生費1項社会福祉費で2,802万3,000円の減。2項児童福祉費で2,529万4,000円の減。

4款衛生費1項保健衛生費で3,815万9,000円の減。

6款農林水産業費で1項農業費3,325万7,000円の減。2項林業費で5万8,000円の減。

次に、7款1項商工費で4,062万7,000円の減。

8款土木費1項土木管理費で136万円の減。2項道路橋梁費で1億1,459万7,000円の減となっております。

続きまして、6ページをお願いをいたします。3項河川費で153万9,000円の減。4項都市計画費で168万7,000円の減。5項住宅費で17万2,000円の減。

9款1項消防費で269万9,000円の減。

10款教育費1項教育総務費で849万4,000円の減。2項小学校費で457万円の減。3項中学校費で430万6,000円の減。4項幼稚園費で586万7,000円の減。5項社会教育費で856万3,000円の減。6項保健体育費で50万2,000円の減となっております。

その下、12款で1項公債費429万5,000円の追加。

13款諸支出金で2項で基金費3,138万3,000円の追加となっております。歳出合計も歳入と同額で3億9,331万8,000円の減額とさせていただきます。

続きまして、7ページをお願いをいたします。

第2表の繰越明許費でございます。上段からでございます。

3款民生費1項社会福祉費、事業名といたしまして、ラポール秦荘空調設備改修工事設計事業で423万8,000円を繰越しさせていただきたいというところでございます。

続きまして4款衛生費1項保健衛生費新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業で143万9,000円の繰越し。

6款農林水産業費1項農業費、西部地域土地改良基本設計等策定業務で2,186万

2,000円の繰越し。

続きまして、8款土木費でございます。2項道路橋梁費ということで、上段から、事業名、町道愛知川栗田線道路改良事業（愛知川工区）1億4,502万9,000円の繰越し。町道愛知川栗田線道路改良事業で豊満工区で1,268万3,000円の繰越し。町道名神国八線道路改良事業で2,712万5,000円の繰越し。町道長野外周道路2号線ほか道路改良事業で2,531万5,000円の繰越し。町道地京南野々目線道路改良設計事業で592万1,000円の繰越し。町道橋梁維持修繕事業で3,300万の繰越しとさせていただきます。

続きまして8ページをお願いいたします。

第3表で、債務負担行為額の補正となっております。

まず1つ目の追加でございます。事項がスクールバス車両運行管理委託事業で、期間が令和5年度から6年度までで、限度額が400万4,000円とさせていただきますもの。

次、2の変更でございます。事項が南門橋撤去工事の委託事業で、補正前額が、期間が令和6年度、限度額が1億4,500万円を、補正後につきましては期間変更ございませんが、限度額を2億7,000万とさせていただきますものでございます。

次、3番、廃止でございます。事項が、県単独道路改良地元負担金事業で、補正前額といたしまして、期間が令和5年から6年度で、限度額が600万円、これを廃止するものでございます。

続きまして、第4表の地方債の補正となっております。変更となります。

まず、起債の目的、公共事業等債で補正前額の限度額が6,750万円を、後といたしまして5,750万円に減額するものでございます。

その下、地方道路等の整備事業債で4億6,090万円を3億9,310万円に減額するものでございます。

あと、償還の方法については変更はございません。

合計といたしまして、11億4,107万4,000円とさせていただきますものでございます。

あと、49ページからでございますけれども、給与費明細書となっております。49ページが特別職の明細書、50ページから52ページが、会計年度任用職員を含む町職員の明細書となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明としては以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 42ページの個別学習ソフト、授業支援ソフト使用料と書いてあるんですが、どういう授業に使われているのかということで、新年度の関係でちょっと見てみると、何かこういうソフトを使って問題等、回答を行うような授業支援なのか、個別学習なのかというところで、どういうものに使うのかという点でお答え願いたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 教育次長。

**○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君）** 令和5年度はタブレットドリルということで、例えば家庭学習におきましてもそういったタブレットを持って帰って、今まで教材として紙ベースを、今のそのタブレット中にあるソフトを使っていくということで、そういうもののリース料でございます。新年度ということで今もおっしゃっていただきましたけれども、そういったタブレットドリルに加えて、試験的なものとしましてはAIドリルというところでも1つの学校で考えているところもございます。

**○議長（村西作雄君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 取りあえずちょっと気になっているのは、このAIであろうといいんですが、取りあえず問題と回答が、そういうところで問題を出してそして回答をするというふうに、何かこういう解釈をしているのでどうなのかというのをもう一度、AIを活用してという言葉で止まっているので、私は具体的に問題と回答をその端末上でやろうとするのかというのが非常に気になっているので、ここで質疑をしています。

それで町長に聞きたいんですが、28ページに関連してです。もう決着してるから答えたくないなら結構です。愛知川警部交番解体工事に関連して、私は目的外工事を行われたと、看板設置がね。そういうのはずっと一貫して持ってるので、結果、精算なんで、この差額が出てると、この10号は。その上から聞いてるんですが、結局、本目的外工事なら、町長、何らかの補いというか、そういうことをすべきではないかと、この最終的な清算のところやるべきではないかというふうに私は思ってるんですが、町長の見解を聞いておきます。

**○議長（村西作雄君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** それでは、1点目のドリルの関係についてお答えをさせていただきます。タブレットドリルは、利点といたしまして、子供たち自身が問題をやり、そしてその答えが瞬時に答え合わせができるというふうなことで、どんどん自分のペースに合わせて学習ができるという良さがございまして、今般の一般質問でも災害時等で、家庭においても遠隔から、例えば担任がこの問題をチャレンジしてみましようというような指示を出すことによってその問題を進めることができると、その状況も担任は瞬時に把握することができる。A Iドリルの場合は更にそれがきめ細かにその習熟度に合わせて指示があって、そして本当に自分のペースでもっともっと探求的に学んでいけるというふうな良さがございます。

そういうところを今後もうまく活用して、結局タブレットドリルとかA Iドリルにしても、それ任せにしておきますと結局子供たちは受け身になりますので、それは普段の授業との組合せによりましてバランスの取れた使い方をしていくと。もう1点は、保護者負担の軽減というところがございます。その辺で、より一層そのタブレットドリルなり、A Iドリルを活用して、従来、当たり前のように使っていた紙ベースのドリルの副教材としての購入をもうやめるということを、私としてはやかましく求めているところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほど、辰己議員からの看板のことで改めてお問いを頂きました。令和5年度補正ということでもございます。ちょうど年度の終わりに向けてということでもございます。この事柄に関しましては、昨年本当に各議員からもいろいろと御質問を頂きました。全体の増額の中において、今日としてはその事業者様への支払いということも含めて議会のお認めを頂けてということで、今、進捗を見ております。そのことに改めて今、感謝の思いを持ちながら、こうやって答弁を立たせていただいております。

当時におきましても御答弁を申し上げてきておりますけれども、この事業ということが去年の4月からスタートをしていって、警部交番、それから旧の愛知川警察署の解体ということが進んでくる中において、やはり大きく見える工事でもございましたものですから、そういう点ではこの土地が将来的にどのような利用の用に供されるのかということ、やはり示していきたいということでしておりました。そういう点

におきましては、その情報の周知ということの機能をしっかりと果たしながらということであったというように捉えております。この折におきましては、それぞれの議員の皆様からも、やはり事前事前に丁寧にこの協議なり、情報共有なりということが肝要であるということをおっしゃっていただきまして、そのとおりであるということをおきに肝に銘じながらでもございます。そういう点で、今、今日のところに一つ一つ進んできているということを改めて感謝申し上げながらでございますけれども、そのような思いと、しっかりと周知ということとさせていただいたということとでございますということで答弁申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** ちょっと間違ったら教えていただきたいんですけど、29ページで、地域おこし協力隊の件で400万と550万近くが書いているということなんですけれども、今、話出ましたように警部交番等に関しまして、工事費あるいは管理費に関しましては、これは当時の入札の執行残なのかなというふうに思っているんですけども、この地域おこしのほうのこの2つに関してはどのように解釈したらいいんですか。よろしくをお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** 地域おこし協力隊の活動支援事業費の委託料の減額と、あと地域おこし協力隊の活動委託料の減額でございますけれども、こちらのほうにつきましては、協力隊の採用といいますか、今現在9名の協力隊が活動をしておるところでございますけれども、当初、採用のほうにつきましては10名採用いたしました、途中1名、協力隊のほうを辞退した者がいるということもございまして、そういったところで年間の個人にお支払いする報酬に当たる委託料の部分であったりとか活動に係る委託料の部分が減額になったというところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 今の説明の中で確認させていただきたいんですけど、10名のところは9名で1名なくなったところで、この両方足して1,000万近いというのは、これどういうふうな説明なんです。教えてください。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 申し訳ございません。当初11名で予算計上しておりました、コーディネーター3名と起業家が8名ということで予算計上しておりました。1名のほうが募集をしたところ応募がなかったということと、もう1名が辞退というところで、地域おこし協力隊の制度につきましては、報酬に当たる部分として年間280万円と活動費に当たる部分として200万円が1人当たりの費用として計上しているところでございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 38ページ、37ページのところ辺で、物価高騰対策という形で、キャッシュレス決済ポイントなり、飼料、農業資材の高騰対策というところで減額され、一旦、予算化された部分がちょっと間に合わなかったというようなところも聞いたんですけれど、この部分に関して6年度予算に乗って事業化されるかと思うんですけれど、それはどうなんですか。お願いします。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 本件につきましては、キャッシュレス決済ポイント還元事業のほか、農業関係の事業に関しましても2件、令和5年の12月に補正で追加をさせていただいたところでございますが、国の予算のほうで本省で繰越しをされたということで、町としての予算は令和6年度で再度計上させていただきまして、更に経済効果、また住民様への利用、利便性の向上であったりとか、そういったところを含めまして令和6年度予算として改めてこの3月議会で計上させていただくというところで、一旦、予算のほう12月に計上させていただいたものを今回減額をさせていただいて、改めて再度6年度の予算として計上するというような流れになっております。

**○議長（村西作雄君）** 2番、小菅君。

**○2番（小菅久宣君）** ありがとうございます。予定、実行日というのは、大体早々になるのか、6月議会なのか、これは大体何月ぐらいの事業執行になるのか、分かっているところでお伝えください。

**○議長（村西作雄君）** 今のはPay Pay事業のことですか。

企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 新年度の予算として計上させていただいた後、事業の実施に関しましては制度の設計等もごさいます。農業のほうの振興の部分につきましては、農林振興課のほうで今、制度設計、詰めておるところでもごさいます。また、県の補助金の上乗せという部分もごさいますので、そういったところの動きもみつつ事業のほうを進めていくという流れになると思います。もちろん、事業執行に当たっては事前にまた全員協議会等で御説明させていただくということになると思います。P a y P a yにつきましても、同じように事業のめど、執行のめどが立ちましたら、またお知らせのほうをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長 (村西作雄君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、澤田源宏君。

**○4番 (澤田源宏君)** 2点ほど聞きたいんですけど、この29ページの電算用備品購入費で1,400万、何かむちゃくちゃ予算減になってると、この28ページの353万3,000円、電算用備品購入費、これは何ですかね。

**○議長 (村西作雄君)** 行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長 (久保川瑞穂君)** 今、御質問いただきました、まず29ページの一番最下段のところですね。電子計算費の備品購入、1,400万でございすが、これ今年度、当町のサーバー機器の更新をさせていただきました。その入札の執行残がかなり大きくございしました。それとまた、1年間通しまして電算機器によります緊急を要する修繕ということで、その中での備品購入をさせていただいたものがございまして、それらを差引きさせていただきまして1,400万の減ということでございします。

それから、28ページですね。28ページの財産管理費におけます備品購入費のところでの約350万ほどの減ということでございすが、これにつきましては現在、庁舎の改修工事に合わせまして、庁舎別館なり新保健センターの建設をさせていただいております。その中での電算機器の購入をさせていただきました。主には無線ポイントやハブといったものようなものの購入をさせていただいたんですが、これら電算機器の購入におけます執行の残ということでございします。できる限り可能な限り安価で購入できるように、機器の選定等に努力をさせていただきまして入札をさせていた

だいて執行残ということでございます。

**○議長（村西作雄君）** 4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 最後にもう1つだけ、28ページ、警部交番の解体工事で147万4,000円、これが減になってんねけど、この杭抜きをせんだので安くなったわけか。もうこれしか考えられへんねけど、あと杭抜きしてたらもうちょっと高いやろうけど、この最初の見積りは杭抜くのは入ってた思うねわ。見積り取ってるで、向こうが。

**○議長（村西作雄君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** こちらの工事の執行残でございます、入札の執行残でございます。こちらのほうにつきまして今、議員おっしゃっていただきましたこの杭の部分というのは、当初の設計の中から入っておりませんので、それでも入札の執行残になります。

**○議長（村西作雄君）** 4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 入ってなかったら、どうなんや知らんけど、ほんなら入ってないのに、この業者が違う業者に見積り取るんかな。もうはっきり言うて高橋重機が見積り持って来ると、一番最初るときか、これは知らんけど。

**○議長（村西作雄君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** すいません。今のおっしゃっていただきました見積りを取ってるというのが、ちょっと私今、把握し切れてないんですけども、今ここで工事予算上での工事費用の140万ほどのこの減額といいますのは、先ほど申し上げましたあくまでも入札の執行残ということになっておりますので。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。これより討論に入ります。

初めに、反対討論はありませんか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 議案第10号 一般会計補正予算（第10号）に対して反対を行います。

補正予算は財政調整基金を7億6,000万円繰り戻し、前年度繰越金4億円、年間の行財政運営、これらから本当にゆとりのある運営をされているということが示されています。こうしたゆとりある財源ということが結果として生まれてくるなら、私は町民の暮らし支援、こうしたものに使う、また一般質問でも言っているように、県と町が60%の補填をして、工事に対して、受益者負担は40%というところに、こうしたものに手を差し伸べていくということが本当に日常的に視野を持って注視しているということが大事です。同時に、やはり私は、併せて農業に独自にどう支援がしていけるのかというのを探求されるべきだと。こうした財源も、過去の実績から見ても十分に実施ができるということを私は見えています。同時に、保育士確保が非常に難しい、こうした中においても、この財源の中でどのように作り出すか。私は、独自の処遇改善対策があってもいい、現実に行われているところがあるわけですから、そうしていかないと本当に現場が崩壊していきます。このように私は強く感じています。こうした支えをすることこそが子ども支援につながっていくというふうに思っています。いずれにしても、補正予算第10号を読み解いたときに、やはり町長のリーダー性の発揮、そしてまちづくりへの創造性、これが強く求められているということを改めて強調して、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第10号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第17 議案第11号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** それでは、議案第11号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算書53ページをお開きください。53ページです。

令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215万8,000円とするものでございます。

第1条、第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

54ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款財産収入1項財産売払収入におきまして、補正予算額214万8,000円の追加で、補正後予算は215万7,000円でございます。

歳入合計といたしましては、補正前予算額1万円に補正予算額214万8,000円を追加し、補正後予算は215万8,000円でございます。

続いて55ページをお願いいたします。

歳出でございます。3款諸支出金1項繰出金におきまして、補正予算額214万8,000円を追加し、補正後予算額は214万9,000円でございます。

歳出合計といたしまして、補正前予算額1万円に補正予算額214万8,000円を追加し、補正後予算額は215万8,000円でございます。

次の56ページから59ページまでが事項別明細書でございます。

以上、令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算の御説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第11号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第18 議案第12号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書の60ページをお開きください。60ページでございます。

令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,037万7,000円とするものです。

2項、歳出歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

61ページをお願いします。

第1表 歳出歳入予算補正でございます。今回の補正予算につきましては、令和5年度末を控え、歳入歳出とも決算見込みを実施し精査した結果を予算措置しようとするための補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税70万を追加。10款繰入金1項他会計繰入金は103万2,000円を減額。11款繰越金1項繰越金

1,109万2,000円を追加。12款諸収入3項延滞金、加算金及び過料210万円を減額し、歳入合計、補正前予算額19億5,171万7,000円に補正予算額866万円を追加し、補正後予算額19億6,037万7,000円とするものです。

続いて、62ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。8款保健事業費1項保健事業費165万5,000円を減額。2項特定健康診査等事業費600万円を減額。10款諸支出金1項基金積立金1,631万5,000円を追加し、歳出合計、補正前予算額19億5,171万7,000円に補正予算額866万円を追加し、補正後予算額19億6,037万7,000円とするものです。

63ページから67ページは歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第12号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第19 議案第13号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** それでは、議案書の68ページをお開きください。

令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,524万4,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

69ページをお開きください。

歳入の部でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料292万1,000円を追加。

4款繰入金1項一般会計繰入金473万1,000円を減額。

5款繰越金1項繰越金85万7,000円を追加。

6款諸収入2項償還金及び還付加算金5万1,000円を追加し、歳入合計、補正前予算額2億2,614万6,000円から補正予算額90万2,000円を減額し、補正後予算額2億2,524万4,000円とするものです。

続いて70ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。2款広域連合納付金1項広域連合納付金95万2,000円を減額。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金5万1,000円を追加し、歳出合計補正前予算額2億2,614万6,000円から補正予算額90万2,000円を減額し、補正後予算額2億2,524万4,000円とするものです。

71ページから74ページは歳出歳入予算補正事項別明細書でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第13号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第20 議案第14号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書の75ページをお開きください。

議案第14号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,874万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,753万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

76ページ、第1表 歳出歳入予算補正を御覧ください。

歳入の部でございます。1款保険料1項介護保険料306万9,000円を追加。

3款国庫支出金1項国庫負担金1,061万7,000円を減額。2項国庫補助金209万円を減額。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1,530 万 6,000 円を減額。

5 款県支出金 1 項県負担金 776 万 9,000 円を減額。2 項県補助金 3 万 7,000 円を減額。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 904 万 8,000 円を減額。2 項基金繰入金 1,694 万 8,000 円を減額し、歳入合計、補正前予算額 16 億 5,627 万 9,000 円から補正予算額 5,874 万 6,000 円を減額し、補正後予算額 15 億 9,753 万 3,000 円とするものでございます。

続いて 77 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 96 万 2,000 円を減額。3 項認定審査会費 97 万 8,000 円を減額。

12 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 5,484 万 9,000 円を減額。2 項介護予防サービス等諸費 40 万円を減額。6 項特別入所者介護サービス等費 132 万 7,000 円を減額。

4 款地域支援事業 2 項包括的支援事業・任意事業 12 万円を減額。3 項介護予防・生活支援サービス事業費 11 万 3,000 円を減額し、歳出合計、補正前予算額 16 億 5,627 万 9,000 円から補正予算額 5,874 万 6,000 円を減額し、補正後予算額 15 億 9,753 万 3,000 円とするものでございます。

78 ページから 85 ページは、歳入歳出予算補正事項別明細書となっております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13 番、辰己 保君。

**○13 番（辰己 保君）** 13 番、辰己。この介護保険特別会計補正予算は、当然、年度末で精算ということになるわけですが、特に介護サービス等諸費の減額が 5,484 万 6,000 円出てるんです。確かに、補正前予算が 13 億 5,700 万で、その比率から言えば小さな額というふうに見えてしまうんですが、私が聞きたいのは第 7 期の部分と第 8 期、当期ですね。令和 4 年度を見たときに、その令和 4 年度と今、令和 5 年度なので、その介護サービス等諸費がこの令和 4 年度よりも利用サービスが減っているかどうかいうのを、お答え願いたいと思うんです。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** お答えいたします。

議員申されたとおり、比率としては大変低い比率での減額というふうにはなっております。これは、ある程度、計画値に近い数字かなというふうには判断はしている中で、状態としては減ってきてはおります。ちょっと余談にはなるんですが、今回の8期計画と9期計画を策定する上で比較させていただきますと、まず高齢者の推移として、3年間の実績と見込みにはなるんですが、8期で3年間、高齢者の方が1万4,604人おられます。9期で3年間、1万4,842人ということで、プラス3年間で238人の増、これを年平均にしますと79.3人、約80人の方が高齢者が増えてきているというような中で、要支援、要介護の認定者の数につきましても、細かい数字は抜きますが、8期と9期、差の人数133人の増で、年平均44.3人増というふうになっております。当然、計画を見込むときには人数の増になっておりますので、サービスの利用が上昇するというような想定で計画のほうは立てますが、いつも答弁で申し上げますとおり、高齢者の方の健康意識が高い町でございますので、いろんな健康教室、集落のサロン等に御参加いただくようなことで、介護サービスの量が減っているというような状況は当町にしてはあるというふうには認識しておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 当然、ご高齢の方が要介護認定を受けられなかったらありがたいわけですよ、健康だということで。でも、私が当課からもらった表をちょっと整理をしてみると、31年度、元年と見てもいいと思うんですが、それを元年度から令和4年度を、確かに前後はしても、結果として元年度と2年度と比較して、8期のほうを見ると、その介護サービス諸費もやっぱり減ってるんですよ。だから今、5年度もおおむねそういう健康管理がされていて、利用サービスは減るだろうと推測ができるという答弁だったと思うんです。だから、5,484万円が減額にされているというふうに推測はできるわけです。やはりこれは、私が言いたいのはここの数字の論争をしてるわけじゃなくて、先ほど言いましたように、国がやっぱり抑制を図っていると、それにどうしても乗らざるを得ない。先ほど言いました交付金とか、そういうものの算定に、やはりこういうふうにも実際問題表われてきてるのじゃないかなと、数字が、というふうに思うんです。そういう答弁にいただけるかどうかは別ですが、国がどんどんどんどんいろんな形でシフトをしているので、そういう介護認定の外しとか、そういうシステム、チェックが厳しくなっているとか、そういうことの表われで

はないのかなと少し思ってみたりをしているので、こういうこんな表を当課が作られたかどうかはちょっと分かりませんが、自分はこの表を作りました。介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、こういう分類がされていますので、こういう分かりやすく自分なりに作り変えました。そうなると、やっぱり見えてくるんですよ。どうなのかな、改めてこの5,400万が減っているところをどのように見たらいいのだろうかという点で、今、お年寄りの健康管理がいいんだというだけで済まされるんだろうかと少し思ったので、答弁を再度いただきます。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。先ほど冒頭におっしゃられました、例えば認定の調整ですよね、高い介護度が出ないように調整等をしているかというふうなお話だったかなというふうに思いますが、愛荘町におきましては、しっかりと認定調査員、それと医師の意見書を踏まえまして認定審査会にかけておりますので、調整等というのは一切やっていないという状況になります。

それと、先ほど5,000何がしのお金が減額になるという部分の考え方ですが、改めまして、健康意識の強い町ということと、それとまた、独自の愛荘町の事業をさせていただいてるところもございまして、その辺りの効果も出ているのかなど。町民さんの意識と行政の事業がうまく絡み合っているというふうな認識はしておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。これより討論に入ります。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第14号 令和5年度愛

荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第21 議案第15号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、議案第15号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の90ページをお願いいたします。90ページでございます。

この下水道会計の補正でございますが、決算見込みの清算によるものが主なものでございます。

第1条、令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益第1項営業収益116万9,000円の減額。第2項営業外収益273万4,000円の追加。計156万5,000円の追加でございます。

支出でございます。第1款下水道事業費用第1項営業費用461万4,000円の追加。第2項営業外費用183万4,000円の減額。計278万円の追加でございます。

91ページでございます。91ページをお願いいたします。

第3条、令和5年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入第1項企業債2,480万円の減額。第2項補助金234万2,000円の追加。第3項分担金44万9,000円の追加。第4項負担金10万1,000円の追加。第5項その他資本的収入50万円の減。計2,240万8,000円の減額でございます。

支出でございます。第1款資本的支出第1項建設改良費2,190万8,000円の減額。第3項その他資本的支出50万円の減額。計2,240万8,000円の減額でございます。

第4条、令和5年度愛荘町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的でございますが、流域下水道事業債2,190万円の減額。資本費平準化債290万円の減額でございます。

第5条、下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4億9,408万9,000円とするものです。

上記議案を提出するものでございます。

添付資料といたしまして、96ページには予定キャッシュ・フローの計算書、97ページには予定貸借対照表を添付いたしております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第15号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第22 議案第16号の新年度予算審議の前に、予算・決算特別委員会設置等に伴う追加日程第1 議提第1号から追加日程第3 報告第1号を先に審議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第1 議提第1号から追加日程第3 報告第1号を先に審議することに決定しました。

た。

---

**◎議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第1 議提第1号 予算・決算特別委員会の設置についてを議題にします。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。  
休憩 午後3時55分  
再開 午後3時55分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村西作雄君）** 本案について提案理由の説明を求めます。辰己議員。  
〔13番 辰己 保君登壇〕

**○13番（辰己 保君）** 議提第1号を提案させていただきます。朗読をもって提案とさせていただきます。

議提第1号、令和6年2月20日、愛荘町議会議長、村西作雄様。

予算・決算特別委員会の設置について。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

提出者、愛荘町議会議員、辰己保。

賛成者、愛荘町議会議員、森野隆。

賛成者、同、高橋正夫。

賛成者、同、河村善一。

賛成者、同、竹中秀夫。

次のページにめくってください。

予算・決算特別委員会の設置について。

次のとおり、予算・決算特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、予算・決算特別委員会。

2、設置の根拠、愛荘町議会委員会条例第5条。

3、目的、新年度予算、補正予算、前年度決算を総合的かつ詳細に審議する必要がある。

あるため。

4、設置期間、1年間。

5、定数、議長を除く13人。

以上、予算・決算特別委員会の設置を提案させていただきます。

どうか御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議提第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議提第1号 予算・決算特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎選任第1号の上程、説明、選任

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第2 選任第1号 特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

予算・決算特別委員会委員については、議長を除く13人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、選任第1号 特別委員会委員

の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

---

### ◎報告第1号の上程、報告

○議長（村西作雄君） 追加日程第3 報告第1号 特別委員会正副委員長の報告についてを議題にします。

お諮りします。委員会で互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に河村善一君、副委員長に森野 隆君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を16時15分といたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第16号の上程、説明、質疑

○議長（村西作雄君） 日程第22 議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、令和6年度町各会計予算書のほうを御覧いただきしたいと思います。1ページをお願いをいたします。

議案第16号 令和6年度愛荘町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ108億400万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債に

よる。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

まず、第1表 歳入歳出予算の説明となります。

歳入からでございます。1款町税1項町民税、予算額が12億815万9,000円。2項固定資産税15億8,322万3,000円。3項軽自動車税9,203万3,000円。4項町たばこ税1億5,489万円。

その下、2款地方譲与税1項地方揮発譲与税1,880万1,000円。2項自動車重量譲与税6,109万8,000円。4項森林環境譲与税474万1,000円。

その下、3款1項利子割交付金132万4,000円。

4款1項配当割交付金1,617万9,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金1,912万1,000円。

6款1項法人事業税交付金といたしまして、6,151万9,000円。

7款1項地方消費税交付金といたしまして、5億288万2,000円。

8款1項環境性能割交付金で1,642万。

次、3ページでございます。

9款1項地方特別交付金で9,973万4,000円。

10款1項地方交付税24億8,900万。

11款1項交通安全対策特別交付金130万。

12款分担金及び負担金で2項負担金5,632万5,000円。

13款使用料及び手数料1項使用料で3,593万9,000円。2項手数料で1,284万7,000円。

14款国庫支出金1項国庫負担金で8億1,061万8,000円。2項国庫補助金で3億9,290万6,000円。3項委託金で416万8,000円。

15 款県支出金1 項県負担金で3 億8,975 万7,000 円。2 項県補助金といたしまして、2 億9,130 万2,000 円。3 項委託金で4,177 万円。

次、16 款財産収入で1 項財産運用収入251 万2,000 円。4 ページをお願いいたします。2 項財産売却収入で50 万。

その下、17 款1 項寄付金で1 億2,001 万1,000 円。

18 款繰入金で1 項特別会計繰入金で2,000 円。2 項で基金繰入金といたしまして、9 億7,821 万9,000 円。

19 款繰越金1 項繰越金で5,000 万。

20 款諸収入で1 項延滞金、加算金及び過料で231 万円。2 項町預金利子で1 万円。3 項貸付金元利収入で313 万1,000 円。4 項受託事業収入で863 万4,000 円。5 項で雑収入で3 億3,821 万5,000 円。

21 款1 項町債といたしまして9 億3,440 万ということで、歳入合計が108 億400 万となっております。

次、歳出でございます。1 款1 項議会費でございます。1 億782 万7,000 円。

2 款総務費で1 項総務管理費18 億3,523 万1,000 円。2 項徴税費で9,576 万6,000 円。3 項戸籍住民基本台帳費で6,178 万1,000 円。4 項選挙費で47 万4,000 円。5 項統計調査費で862 万5,000 円。6 項で監査委託費といたしまして、51 万5,000 円。

3 款民生費1 項社会福祉費といたしまして、19 億958 万5,000 円。2 項児童福祉費といたしまして、12 億9,739 万4,000 円。

4 款衛生費1 項保健衛生費といたしまして、6 億9,444 万6,000 円。

5 款労働費1 項労働諸費といたしまして、178 万4,000 円。

6 款農林水産業費1 項農業費1 億9,178 万3,000 円。2 項林業費といたしまして、907 万7,000 円。

7 款1 項商工費9,717 万1,000 円。

次、6 ページになります。

8 款土木費1 項土木管理費5,247 万6,000 円。2 項道路橋梁費といたしまして、9 億2,235 万6,000 円。3 項河川費3,839 万9,000 円。4 項都市計画費2 億8,380 万7,000 円。5 項住宅費といたしまして、3,829 万6,000 円。

9款1項消防費といたしまして、4億5,927万3,000円。

10款教育費といたしまして1項教育総務費3億431万1,000円。2項小学校費1億4,685万1,000円。3項中学校費8,476万。4項幼稚園費2億1,165万9,000円。5項社会教育費3億4,133万2,000円。6項保健体育費4億4,050万8,000円。

12款1項公債費10億3,633万6,000円。

13款諸支出金で2項基金費1億2,717万7,000円。

14款1項予備費500万。

歳出合計が歳入と同額で108億400万となっております。

続きまして、8ページのほうをお願いをいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

まず2つございまして、事項1つ目が、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補填ということで、期間が令和7年度から令和18年度までということで、限度額が一番下の行ですけど、96万円の範囲内でのその損失を補填するというものになってございます。

その下の豊郷町建設事業負担金事業ということで、期間が令和7年度、限度額が6,600万となっております。

続きまして9ページ、第3表 地方債でございます。

まず上からでございますけれども、起債の目的、臨時財政対策債限度額が2,200万、公共事業等債で2,820万、一般補助施設整備等事業債で1,020万、一般事業債で2億5,230万、地方道路等整備事業債で5億2,590万、緊急自然災害防止対策事業債で4,400万、緊急浚渫推進事業債で600万、学校教育施設等整備事業債で2,390万、脱炭素化推進事業債（教育）ということで700万、公共施設等適正管理推進事業債（教育）ということで1,490万となっております。

合計といたしまして、9億3,440万を限度額とさせていただいております。

ちなみに、起債の方法、利率償還の方法については、予算のところに記載されているとおりでございます。

最後に144ページをお願いをいたします。

144ページから149ページについては、給与費明細書となっております。

144ページが特別職、次ページの145ページが一般職となっております、

まずは総括表。次ページの146ページについては、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員とを分けさせていただいております。147ページについては、給料及び職員手当の増減額の明細と、(3)といたしまして給与及び職員手当の状況を、以下掲載をさせていただいております。

150ページをお願いいたします。150ページから152ページにつきましては、債務負担行為の支出予定額等に関する調書となっておりますので、また御確認をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、令和6年度の予算について御説明をさせていただきました。

よろしくお願ひいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 重点施策の取組の予定について、ちょっとお伺ひしたいんです。多分、私の勉強不足やと思うんですけど、この重点施策の取組は総合計画の後期の部分に基づいてつくっておられると思うんですよ。この前の説明でそういうような話がありましたので、それでも分からないところがありますので、ちょっとお願ひします。16ページ、17ページ、18ページにわたってですが、16ページは人づくり、17ページは仕事づくり、それから次のページはまちづくりいうふうになっています。そこら辺は分かるんですけど、その真ん中辺りに地域資源を生かした多様な人材による共創型課題解決プロジェクトということで、16ページでしたら教育委員会と商工観光課があります。これを展開された部分が、多分121ページのところに載ってる部分であると思うんですけど、このそれぞれの例えば16ページの一番上やったら福祉医療費助成拡充事業、飛びましたけど、これでしたら住民課が管理してやりますわと。ほんで、それと同様に地域資源を生かした多様な人材によるこのプロジェクト、これには16ページは教育委員会、商工観光課、これが当たってますわと。ほんで、ここではどのような事業をやってどこが管理してるかというのが、121ページの中ではちょっと見えてこない。ほんで、ここに書いてある「地域資源」から「プロジェクト」までのこの文言も何を指してるか分からない。ほんで、細かいことはまた予算委員会でお聞きしますけど、1つ目のこの「プロジェクト」というところまでの字句についてはどのような意味かいうのを、また一遍教えていただきたい。これ多分、5年度もこれと同じような形式で上がってるんで、これは私が先ほども言いましたよ

うに聞き落としてる部分やと思うんです。そやけど、分からんで、聞いとう思いまして。

ほんで2つ目には、それぞれの16ページ、17ページ、18ページに主管課が上がってます。ほんで、この主管課は具体的にはどういう事業をするのかいうのも見えとこない。ちょっと、私には分かりませんでした。

ほんで、もう1つは進捗管理、これはどのようにやってるか。今まででしたら、進捗管理の報告いうのを4つの定例会の中でどこかでやっておられた。今は重点施策の報告だけで、一般ルーチング作業においては何も報告はなされてないはずや。重点施策についても、こちらから聞かんことには分からないというのが現状だと思うんです。だからそういう意味から、どこの課でどういう項目についてどのように管理しておられるか。管理してたらいつ報告するんかという。やっぱり、この総合計画の5年、6年、7年度なんで、5年から6年にまたがる事業の中で、じゃあ6年度はここまでしましよういうのをしていかんことには管理はできないと思うんです。そこら辺がここでちょっと見えないのが、これが1つと、そしてこれ委託費がほとんどですわ。6年度のこの経費16、17、18ページの経費が4,410万円、間違ってるか分からんけどね、計算したらこうなってんわ。そやけど、121ページの展開してある部分についたら3,000万ぐらいが委託費で、丸々委託料でこの重点施策を動かしてる。これ、ほんまにこれがきちっと把握して進んだのかどうかいうのは、やっぱりそれぞれの課できちっと見て、そしてここまでできたよという話がつけば、やっぱり3月定例会のこの場でなくしても決算のときでもどこでもいいんで、こういう状況でありますよということをやらんことには、こんだけたくさんのお金を使って丸々委託で投げといて、何も分かりませんわいうのはちょっとおかしいんで、そこら辺を今分かれば話してもうてもいいですけど、予算特別委員会の中で報告していただいてもいいです。それは、行政にお任せしておきます、今日は。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** 地域資源を生かした多様な人材による共創型課題解決プロジェクトでございますが、これは地方創生の推進交付金を利用いたしまして、令和5年、6年、7年と3年間の事業でございます。令和5年度から実施をしておるわけござい

ますけれども、この中には3つの柱を設定いたしまして、例えば戦略的な広報事業であつたりとかキャリア教育、子供に対する教育事業であつたりとか、また多様な人材育成とか外部人材の招致ということで、例えば地域おこし協力隊といったものも含めた中間組織育成事業と、3本の大きな柱を持って進めております。外川議員おっしゃるとおり、いろいろな課にまたがっております。ただ、やはりその地方創生の事業を進めていくに当たりまして、やはり1つの課でなしに、それぞれ事業を進めている課が集まって幾つかの事業、課題意識を共通のを持って進めていくというのが非常に大事であるというのが地方創生の1つでもございます。そういった中で事業を進めておりました、この事業の進捗に関しましては、最終的には第三者機関といいますか、みらい創生会議という外部の委員さんも入っていただいた中でその評価をしていただいております。あと、その結果に関しましては決算時に御説明のほうをさせていただいて、今年度どのような成果であったかというところを議会のほうにも御説明させていただいてるというような状況でございます。今年度2年目というところで、委託料に関しましては、やはり民間のノウハウを持たれた事業者さんであつたりとか、町内の事業者さんとともに共有していくという中で、町のスタッフだけではできないことも展開していけるというところもございますので、委託料というのが非常に多くなっているというような現状でもございます。また、詳細につきましては予算委員会の中でも、また御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算を、予算・決算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算を、予算・決算特別委員会に付託することに決定しました。

---

## ◎議案第17号の上程、説明、質疑

**○議長（村西作雄君）** 日程第23 議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君）** それでは、議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

桃色の表紙、予算書153ページをお願いいたします。予算書153ページでございます。

令和6年度愛荘町の土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,000円と定める。

第1条、第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

154ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款財産収入1項財産売払い収入、金額1,000円。

4款諸収入1項預金利子、金額1,000円。歳入合計で2,000円でございます。

続いて155ページをお願いいたします。

歳出でございます。3款諸支出金1項繰出金、金額2,000円。歳出合計2,000円でございます。

次の156ページから159ページまでが事項別明細でございます。

以上、令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の議案を提出するものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第36条第1項の規定により、議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑

○議長（村西作雄君） 日程第24 議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の160ページをお開きください。

令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億5,782万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

上記の議案を提出いたします。

それでは、第1表 歳入歳出予算について御説明させていただきます。

161ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税3億1,529万3,000円。

3款使用料及び手数料1項手数料13万9,000円。

7款県支出金2項県補助金14億4,019万5,000円。

9 款財産収入 1 項財産運用収入 3 万 9,000 円。

10 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 億 5,466 万 6,000 円。2 項基金繰入金 4,162 万 2,000 円。

11 款繰越金 1 項繰越金 300 万円。

12 款諸収入 1 項基金利子 1,000 円。2 項雑入 7 万 2,000 円。3 項延滞金、加算金及び過料 280 万円。

歳入合計 19 億 5,782 万 7,000 円でございます。

続きまして、162 ページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 3,984 万 9,000 円。2 項徴税費 281 万 9,000 円。3 項運営協議会費 34 万円。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 11 億 9,413 万 9,000 円。2 項高額療養費 2 億 119 万 7,000 円。3 項葬祭諸費 140 万円。4 項移送費 5 万円。5 項出産育児諸費 900 万 4,000 円。6 項傷病手当諸費 1,000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 3 億 2,609 万円。2 項後期高齢者支援金分 1 億 1,896 万 6,000 円。3 項介護納付金分 3,748 万 3,000 円。

8 款保健事業費 1 項保健事業費 673 万 1,000 円。2 項特定健康診査等事業費 1,777 万 6,000 円。

10 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 98 万 1,000 円。2 項基金積立金 1,000 円。

次のページ、163 ページになります。

11 款予備費 1 項予備費 100 万円で、歳出合計 19 億 5,782 万 7,000 円です。

164 ページから 176 ページは、事項別明細書でございます。

また、177 ページから 182 ページは給与費明細書となっております。

以上、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 18 号 令

和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を、教育民生常任委員会に付託したい  
と思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和6年度愛  
荘町国民健康保険事業特別会計予算を、教育民生常任委員会に付託することに決定し  
ました。

---

### ◎議案第19号の上程、説明、質疑

**○議長（村西作雄君）** 日程第25 議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医  
療事業特別会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** それでは、議案第19号 令  
和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明をさせていただきます。  
予算書の183ページをお開きください。

令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,182万4,  
000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予  
算によるものです。

上記の議案を提出いたします。

次のページ、184ページ、第1表 歳入歳出予算を御覧ください。

歳入でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料1億9,505万5,00  
0円。

2款使用料及び手数料1款手数料1,000円。

3款寄付金1項寄付金1,000円。

4款繰入金1項一般会計繰入金5,645万3,000円。

5款繰越金1項繰越金1,000円。

6款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1,000円。2項償還金及び還付加算金3  
1万円。3項貯金利子1,000円。5項雑入1,000円で、歳入合計2億5,182

万4,000円でございます。

次のページ、185ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款総務費1項総務管理費735万4,000円。2項徴収費69万2,000円。

2款広域連合納付金1項広域連合納付金2億4,346万8,000円。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金31万円で、歳出合計2億5,182万4,000円です。

186ページから192ページは事項別明細書でございます。

また、193ページから197ページは給料費明細書となっております。

以上、令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明といたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を、教育民生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、質疑

**○議長（村西作雄君）** 日程第26 議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の198ページをお開きください。

令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。  
歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,801万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳入歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりに定める。

1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上の議案を提出いたします。

次のページ、199ページの第1表 歳出歳入予算を御覧ください。

歳入でございます。1款保険料1項介護保険料3億7,513万2,000円。

2款使用料及び手数料1項手数料2万、8,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金2億6,402万2,000円。2項国庫補助金7,192万4,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金4億66万2,000円。

5款県支出金1項県負担金2億888万7,000円。2項県補助金1,333万4,000円。

6款財産収入1項財産運用収入1万4,000円。

7款寄付金1項寄付金1,000円。

8款繰入金1項一般会計繰入金2億5,330万5,000円。2項基金繰入金69万7,000円。

9款繰越金1項繰越金1,000円。

次のページになります。

10款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1,000円。2項貯金利子1,000円。

3項雑入3,000円で、歳入合計15億8,801万2,000円でございます。

次のページ、201ページをお願いします。

歳出でございます。1款総務費1項総務管理費2,922万3,000円。2項徴収費114万3,000円。3項認定審査会費1,419万7,000円。4項運営協議会費88万6,000円。5項趣旨普及費8万4,000円。

2款介護給付費1項介護サービス諸費13億5,105万2,000円。2項介護予防サービス費等諸費3,718万9,000円。3項高額介護サービス等費2,581万円。4項高額医療合算介護サービス費363万円。5項その他諸費141万8,000円。6項特別入所者介護サービス等費3,606万円。

4款地域支援事業2項包括的支援事業・任意事業5,155万7,000円。3項介護予防・生活支援サービス等事業費2,799万1,000円。4項一般介護予防事業費77万9,000円。5項その他諸費14万円。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金20万1,000円。次のページになります。2項基金積立金593万2,000円。

7款予備費1項予備費80万円で、歳出合計15億8,801万2,000円です。

次の203ページから220ページは、事項別明細書となります。

また221ページから226ページは、給料明細書となっております。

以上、令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の説明といたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑

**○議長（村西作雄君）** 日程第27 議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** それでは、議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書227ページをお願いいたします。227ページでございます。

総則、第1条、令和6年度愛荘町の下水道事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は、下記の1号から4号のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定でございます。

収入、第1款下水道事業収益第1項営業収益4億1,383万2,000円。第2項営業外収益4億7,877万6,000円。第1款計が8億9,260万8,000円でございます。

支出、第1款第1項営業費用8億8,490万8,000円。第2項営業外費用1億126万1,000円。第3項予備費200万円。第1款計9億8,816万9,000円でございます。

228ページをお願いいたします。228ページでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定でございます。

収入、第1款第1項企業債5億2,250万円。第2項補助金2億2,918万7,000円。第3項分担金2,345万5,000円。第4項負担金32万4,000円。第5項その他資本的収入50万。計7億7,596万6,000円でございます。

支出、第1款第1項建設改良費1億3,652万円。第2項企業債償還金7億3,219万4,000円。第3項その他資本的支出50万円。計8億6,921万4,000円でございます。

229ページをお願いいたします。229ページでございます。

第5条、企業債についてでございます。それぞれの起債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。起債の目的は3つございまして、それぞれの限度額を設定してございます。起債の方法は、証書借入、利率は5%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条でございます。一時借入金の限度額を1億円と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

第8条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を上げております。

第9条、他会計から補助金を受ける金額2億5,147万6,000円を定めております。

上記の議案を提出させていただきます。

添付資料といたしまして、235ページ、236ページに令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書、227ページから243ページに給与費の明細書、244ページから246ページに令和6年度の予定貸借対照表を添付をさせていただいております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算を、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎延会の宣告

**○議長（村西作雄君）** 本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月9日から3月20日まで休会と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、3月9日から3月20日まで休会することに決定しました。

また、議会運営委員会を3月19日午後1時から開催し、全員協議会を午後2時から開催しますので、よろしくお願いいたします。

再開は3月21日午前9時から本会議ですので、よろしく申し上げます。本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午後5時00分